

大和市教育委員会 3 月定例会

日 時 令和 5 年 3 月 2 3 日

午前 1 0 時 0 0 分

場 所 教育委員会室

- 1 開 会
- 2 会 議 時 間 の 決 定
- 3 会 議 録 署 名 委 員 の 決 定
- 4 教 育 長 の 報 告
- 5 議 事

- | | | |
|---------|-------------|--|
| 日程第 1 | (議案第 4 号) | 大和市教育委員会の所管に係る個人情報保護法施行細則について |
| 日程第 2 | (議案第 5 号) | 大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程について |
| 日程第 3 | (議案第 6 号) | 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則及び大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 4 | (議案第 7 号) | 大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について |
| 日程第 5 | (議案第 8 号) | 大和市教育委員会が所管する手続等における大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 6 | (議案第 9 号) | 大和市教育支援委員会の設置に伴う関係規則の整理に関する規則について |
| 日程第 7 | (議案第 1 0 号) | 大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則及び大和市教育研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 8 | (議案第 1 1 号) | 大和市立学校教職員安全衛生管理規程について |
| 日程第 9 | (議案第 1 2 号) | 大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付等事業に関する要綱の一部を改正する要綱について |
| 日程第 1 0 | (報告第 1 号) | 令和 4 年度大和市教育委員会表彰被表彰者の決定について |

- 6 そ の 他
- 7 閉 会

議案第4号

大和市教育委員会の所管に係る個人情報保護法施行細則について

大和市教育委員会の所管に係る個人情報保護法施行細則について、審議願いたく提案する。

令和5年3月23日提出

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会の所管に係る個人情報保護法施行細則

大和市教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の施行に関し必要な事項については、大和市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年大和市条例第15号）及び別に定めるもののほか、大和市個人情報保護法施行細則（令和5年大和市規則第3号）その他市長が定める規程の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（大和市教育委員会の所管に係る大和市個人情報保護条例施行規則の廃止）

- 2 大和市教育委員会の所管に係る大和市個人情報保護条例施行規則（平成10年大和市教育委員会規則第8号）は、廃止する。

議案第5号

大和市教育局の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程について

大和市教育局の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する規程について、審議願いたく提案する。

令和5年3月23日提出

大和市教育局

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会訓令第 号

大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程の一部を改正する
規程

大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程（平成21年大和市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1、1 共通事項の表に次のように加える。

行政文書公開決定	大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）第11条第1項	14日（休日を算入するものとし、最終日が休日である場合は当該休日の直後の休日でない日までとする。以下この項において同じ。）
行政文書一部公開決定	大和市情報公開条例第11条第1項	14日
行政文書非公開決定	大和市情報公開条例第11条第2項	14日
行政文書公開請求拒否決定	大和市情報公開条例第11条第3項	14日
保有個人情報開示決定	個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項及び大和市個人情報保護法の施行等に関する条例（令和4年大和市条例第15号）第4条第1項	14日
保有個人情報一部開示決定	個人情報の保護に関する法律第82条第1項及び大和市個人情報保護法の施行等に関する条例第4条第1項	14日
保有個人情報不開示決定	個人情報の保護に関する法律第82条第2項及び大和市個人情報保護法の施行等に関する条例第4条第1項	14日

保有個人情報開示請求拒否決定	個人情報の保護に関する法律第82条第2項及び大和市個人情報保護法の施行等に関する条例第4条第1項	14日
保有個人情報訂正決定	個人情報の保護に関する法律第93条第1項	30日（休日を算入するものとし、最終日が休日である場合は当該休日の直後の休日でない日までとする。以下この項において同じ。）
保有個人情報不訂正決定	個人情報の保護に関する法律第93条第2項	30日
保有個人情報利用停止決定	個人情報の保護に関する法律第101条第1項	30日
保有個人情報利用不停止決定	個人情報の保護に関する法律第101条第2項	30日

別表第1、2 教育委員会教育部の表教育総務課、学校施設の使用料還付の項及び学校施設の使用料の減免の項中「同条例」を「施設条例」に改め、同課、行政文書公開決定の項から保有個人情報利用不停止決定の項までを削る。

別表第2 図書・学び交流課及びスポーツ課、学校施設の利用者登録の項から学校施設の使用料の減免の項までの規定中「同条例」を「施設条例」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

大和市教育委員会の所管に係る許認可等の標準処理期間に関する規程新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案			現行		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
1 共通事項			1 共通事項		
許認可等事務	根拠法令	標準処理期間	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
略			略		
行政文書公開決定	大和市情報公開条例(平成12年大和市条例第19号)第11条第1項	14日(休日を算入するものとし、最終日が休日である場合は当該休日の直後の休日でない日までとする。以下この項において同じ。)			
行政文書一部公開決定	大和市情報公開条例第11条第1項	14日			
行政文書非公開決定	大和市情報公開条例第11条第2項	14日			
行政文書公開請求拒否決定	大和市情報公開条例第11条第3項	14日			
保有個人情報開示決定	個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第82条第1項及び大和市個人情報保護法の施行等に関する条例(令和4年大和市条例第15号)第4条第1項	14日			

保有個人情報 一部開示決定	個人情報の保護に関する 法律第82条第1項及び 大和市個人情報保護法 の施行等に関する条例 第4条第1項	14日
保有個人情報 不開示決定	個人情報の保護に関する 法律第82条第2項及び 大和市個人情報保護法 の施行等に関する条例 第4条第1項	14日
保有個人情報 開示請求拒否 決定	個人情報の保護に関する 法律第82条第2項及び 大和市個人情報保護法 の施行等に関する条例 第4条第1項	14日
保有個人情報 訂正決定	個人情報の保護に関する 法律第93条第1項	30日（休日 ^を 算入す るものとし、最終日 が休日である場合は 当該休日の直後の休 日でない日までとす る。以下この項にお いて同じ。）
保有個人情報 不訂正決定	個人情報の保護に関す る法律第93条第2項	30日
保有個人情報 利用停止決定	個人情報の保護に関す る法律第101条第1項	30日

保有個人情報 利用不停止決 定	個人情報の保護に關す る法律第101条第2項	30日
-----------------------	---------------------------	-----

2 教育委員会教育部

所管課	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
教育総 務課	略		
	学校施設の使用 料還付	施設条例第5条第 3項ただし書	略
	学校施設の使用 料の減免	施設条例第5条第 2項及び大和市立 学校施設使用条例 施行規則（昭和44 年大和市教育委員 会規則第1号。以 下「施設規則」と いう。）第10条	

2 教育委員会教育部

所管課	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
教育総 務課	略		
	学校施設の使用 料還付	同条例第5条第3 項ただし書	略
	学校施設の使用 料の減免	同条例第5条第2 項及び大和市立学 校施設使用条例施 行規則（昭和44年 大和市教育委員会 規則第1号。以下 「施設規則」とい う。）第10条	
行政文書公開決 定	大和市情報公開条 例（平成12年大和 市条例第19号）第 11条第1項	14日（休日を算入 するものとし、最 終日が休日である 場合は当該休日の 直後の休日でない 日までとする。以 下この項において 同じ。）	

--	--	--

行政文書一部公開決定	同条例第11条第1項	14日
行政文書非公開決定	同条例第11条第2項	14日
行政文書公開請求拒否決定	同条例第11条第3項	14日
保有個人情報開示決定	大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）第23条第1項	14日
保有個人情報一部開示決定	同条例第23条第1項	14日
保有個人情報不開示決定	同条例第23条第2項	14日
保有個人情報開示請求拒否決定	同条例第23条第3項	14日
保有個人情報訂正決定	同条例第34条第1項	30日（休日 ^を 算入するものとし、最終日 ^が 休日である場合は当該休日の直後の休日でない日までとする。以下この項において同じ。）

略		

	保有個人情報不 訂正決定	同条例第34条第2 項	30日
	保有個人情報利 用停止決定	同条例第42条第1 項	30日
	保有個人情報利 用不停止決定	同条例第42条第2 項	30日
略			

別表第2（第2条関係）

所管課	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
図書・学 び交流課 及びスポ ーツ課	略		
	学校施設の利用者登 録	施設条例第2条第 1項並びに施設規 則第4条、第5条 及び第6条	略
	学校施設の使用料還 付	施設条例第5条第 3項ただし書	
学校施設の使用料の 減免	施設条例第5条第 2項及び施設規則 第10条		

別表第2（第2条関係）

所管課	許認可等事務	根拠法令	標準処理期間
図書・学 び交流課 及びスポ ーツ課	略		
	学校施設の利用者登 録	同条例第2条第1 項並びに施設規則 第4条、第5条及 び第6条	略
	学校施設の使用料還 付	同条例第5条第3 項ただし書	
学校施設の使用料の 減免	同条例第5条第2 項及び施設規則第 10条		

議案第6号

大和市教育局の職員の職の設置等に関する規則及び大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

大和市教育局の職員の職の設置等に関する規則及び大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

令和5年3月23日提出

大和市教育局

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則及び大和市学校給食員の勤務時間、
休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部改正)

第1条 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則(平成21年大和市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表事務局の項並びに所管機関、教育研究所の項及び青少年相談室の項中「主査」を

「 副主幹 主査	に改め、同表所管機関、学校給食共同調理場の項中	栄養士	を	「 主査 栄養士
----------------	-------------------------	-----	---	----------------

に改める。

(大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則(昭和41年大和市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)」に改め、同条第3項中「の各号」を削り、同項第2号中「第3条第3号、第4号、第5号及び第6号」を「第3条第1項第3号から第6号まで」に改め、同条第4項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例(令和4年大和市条例第17号)附則第13条に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。)は、第2条の規定による改正後の大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同規則の規定を適用する。

大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則新旧対照表（第1条）

（下線部分は、改正部分）

改正案				現行			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
機関名		職	職に充てる職員	機関名		職	職に充てる職員
事務局		部長 課長 室長 係長 <u>副主幹</u> 主査 主事	事務職員 技術職員	事務局		部長 課長 室長 係長 主査 主事	事務職員 技術職員
		略				略	
所管機関	教育研究所	所長 係長 <u>副主幹</u> 主査 主事	事務職員 技術職員	所管機関	教育研究所	所長 係長 主査 主事	事務職員 技術職員
		略				略	
	青少年相談室	室長 係長 <u>副主幹</u> 主査 主事	事務職員 技術職員		青少年相談室	室長 係長 主査 主事	事務職員 技術職員

		略	
	学校給食共同調理場	略	
		主査 栄養士	技術職員
略			
略			

		略	
	学校給食共同調理場	略	
		栄養士	技術職員
略			
略			

大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則新旧対照表（第2条）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>（勤務日及び勤務時間等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 日曜日及び土曜日は、週休日とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>大和市一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>3 学校給食員の勤務日は、次に掲げる日以外の日とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年大和市教育委員会規則第4号）<u>第3条第1項第3号から第6号まで</u>に規定する休業日</p> <p>4 前項に定める勤務日における勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間45分とする。この場合において休憩時間については、他の一般職の職員に準じた方法による。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>5 略</p>	<p>（勤務日及び勤務時間等）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 日曜日及び土曜日は、週休日とする。ただし、教育委員会は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>3 学校給食員の勤務日は、<u>次の各号</u>に掲げる日以外の日とする。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 大和市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成13年大和市教育委員会規則第4号）<u>第3条第3号、第4号、第5号及び第6号</u>に規定する休業日</p> <p>4 前項に定める勤務日における勤務時間の割振りは、月曜日から金曜日までのそれぞれ午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間45分とする。この場合において休憩時間については、他の一般職の職員に準じた方法による。ただし、育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、1週間ごとの期間について、午前8時15分から午後4時45分までの間において7時間45分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。</p> <p>5 略</p>

議案第7号

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程について、審議願いたく提案する。

令和5年3月23日提出

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

大和市教育委員会事務決裁規程（昭和43年大和市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1(1)文書関係の表例規文書の項中

例規文書	事務委任規則第2条第1項に基づく教育委員会の会議に付さなければならない事項
	令達文書
	公示文書
	例規通達

を

事務委任規則第2条第1項に基づく教育委員会の会議に付さなければならない事項

例規文書	令達文書
	公示文書
	例規通達

に改め、同表(2)人事関係の表任免の項備考の欄

を次のように改める。

- ① 事務委任規則第2条第1項に当たる事項は、教育委員会の会議に付さなければならない。
- ② 教育総務課長に合議

別表第1(2)人事関係の表主幹兼係長の欄中「主査」を「副主幹」に改め、同表中「(注) この表の適用に当たり、主幹兼係長及び次長の職が置かれていない場合には、この表の主幹兼係長の項に掲げる事項は課長を、次長の項に掲げる事項は部長を決裁者とする。」を削り、同表に備考として次のように加える。

備考 この表において、職名に係る「以下」又は「以上」は、大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第3号）第3条の規定により設置される当該職以下又は当該職以上の職（これらに相当する職を含む。）を示す。

2 この表の適用に当たり、主幹兼係長及び次長の職が置かれていない場合には、この表の主幹兼係長の項に掲げる事項は課長を、次長の項に掲げる事項は部長を決裁者とする。

別表第2教育総務課、試験の項中「（平成21年教育委員会規則第3号）」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

大和市教育委員会事務決裁規程新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案							現行							
別表第1 (第4条関係) (1) 文書関係							別表第1 (第4条関係) (1) 文書関係							
決裁事項\決裁者	主幹兼係長	課長	次長	部長	教育長	備考	決裁事項\決裁者	主幹兼係長	課長	次長	部長	教育長	備考	
事務委任規則第2条第1項に基づく教育委員会の会議に付さなければならない事項	略						例規文書	事務委任規則第2条第1項に基づく教育委員会の会議に付さなければならない事項	略					
例規文書	令達文書	略						令達文書	略					
	公示文書	略						公示文書	略					
	例規通達	略						例規通達	略					

略

(2) 人事関係

決裁事項\ 決裁者		主幹兼 係長	課長	次長	部長	教育長	備考
略							
任免					略	略	① <u>事務委任規則第2条第1項に当たる事項は、教育委員会の会議に付さなければならぬ。</u> ② 教育総務課長に合議
休 暇 等 の 承 認	休 暇 欠 勤 職 務 に 専 念 す る 義 務 の 免 除	指 導 主 事 及 び 副 主 幹 以 下 の 年 次 休 暇 及 び 夏 季 休	略	略	略	略	略

略

(2) 人事関係

決裁事項\ 決裁者		主幹兼 係長	課長	次長	部長	教育長	備考
略							
任免					略	略	教育総務課長に合議
休 暇 等 の 承 認	休 暇 欠 勤 職 務 に 専 念 す る 義 務 の 免 除	指 導 主 事 及 び 主 査 以 下 の 年 次 休 暇 及 び 夏 季 休	略	略	略	略	略

		暇					
	略						
服 務	勤 務 命 令	副主幹 以下 (時間 外勤務 命令、 休日勤 務命令、 週休日 の振替 命令並 びに休 日の代 休日及 び時間 外勤務 代休時 間の指 定を除 く。)	略	略	略	略	
	略						

	略						
服 務	勤 務 命 令	主査以 下(時 間外勤 務命令、 休日勤 務命令、 週休日 の振替 命令並 びに休 日の代 休日及 び時間 外勤務 代休時 間の指 定を除 く。)	略	略	略	略	
	略						

	旅行命令	副主幹以下	略	略	略	略	
--	------	-------	---	---	---	---	--

(3) その他

略

備考 この表において、職名に係る「以下」又は「以上」は、大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第3号）第3条の規定により設置される当該職以下又は当該職以上の職（これらに相当する職を含む。）を示す。

2 この表の適用に当たり、主幹兼係長及び次長の職が置かれていない場合には、この表の主幹兼係長の項に掲げる事項は課長を、次長の項に掲げる事項は部長を決裁者とする。

別表第2（第4条関係）

主管課	決裁事項\決裁者	課長	次長	部長	教育長	備考
教育総務課	略					
	試験				① 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則	

	旅行命令	主査以下	略	略	略	略	
--	------	------	---	---	---	---	--

(3) その他

略

(注) この表の適用に当たり、主幹兼係長及び次長の職が置かれていない場合には、この表の主幹兼係長の項に掲げる事項は課長を、次長の項に掲げる事項は部長を決裁者とする。

別表第2（第4条関係）

主管課	決裁事項\決裁者	課長	次長	部長	教育長	備考
教育総務課	略					
	試験				① 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則（平成21	

				別表に定める 小学校及び中 学校に所属す る職員（以下 「学校職員」 という。）の 採用試験の実 施 ② 学校職員採 用候補者の決 定	
略					
略					
(注) 略					

				<u>年教育委員会規 則第3号</u> ）別表 に定める小学校 及び中学校に所 属する職員（以 下「学校職員」 という。）の採 用試験の実施 ② 学校職員採用 候補者の決定	
略					
略					
(注) 略					

議案第8号

大和市教育委員会が所管する手続等における大和市行政手続等における
情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則につ
いて

大和市教育委員会が所管する手続等における大和市行政手続等における情報通信の
技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案
する。

令和5年3月23日提出

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会が所管する手続等における大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会が所管する手続等における大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則（平成17年大和市教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第8条第1項」を「、第8条第1項及び第9条」に改め、「より」の次に「行わせ、又は」を加える。

第2条第2項第3号中「電子証明書」の次に「申請等をする者又は教育委員会等が」を加える。

第3条第3項中「申請を」を「申請等を」に改め、同条第5項中「含む」の次に「。」を加える。

第5条中「縦覧を」を「縦覧等を」に改める。

第7条中「規則等」を「規則」に改める。

第8条の見出し中「等」を削り、同条中「が所管する手続等であって」を「に対して行うこととされ、又は教育委員会等が行うこととしている申請、届出、処分の通知その他の通知、縦覧若しくは閲覧又は書面等若しくは電磁的記録の作成若しくは保存のうち」に、「受けるもの以外の手続等」を「受けないもの」に改める。

第10条中「より」の次に「行わせ、又は」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大和市教育委員会が所管する手続等における大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号。以下「条例」という。）第3条から第6条まで、<u>第8条第1項及び第9条</u>の規定に基づき、他の条例及び規則に特別の定めのあるもののほか、教育委員会等が所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により<u>行わせ、又は行うために必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 電子証明書 <u>申請等をする者又は教育委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。</u></p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定により<u>申請等</u>を行う者は、教育委員会が別に定めるところにより、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（教育委員会等の使用に係る電子計算機により電子署名が当該申請等をする者により行われたものであることを確認</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年大和市条例第25号。以下「条例」という。）第3条から第6条まで<u>及び第8条第1項</u>の規定に基づき、他の条例及び規則に特別の定めのあるもののほか、教育委員会等が所管する手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 電子証明書 電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録をいう。</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定により<u>申請</u>を行う者は、教育委員会が別に定めるところにより、入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（教育委員会等の使用に係る電子計算機により電子署名が当該申請等をする者により行われたものであることを確認</p>

認することができるものに限る。)を併せてこれを送信しなければならない。ただし、教育委員会が別に定める方法により当該申請等をした者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

4 略

5 他の条例又は規則の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)について、第1項本文の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

6 略

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 教育委員会等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合にあつては、当該事項をインターネットを利用する方法又は当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合にあつては当該事項を記載した書類を当該縦覧等を行う事務所に備え置く方法により当該縦覧等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)及び第3条第3項ただし書に規定する措置とする。

2 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

3 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続への準用)

第8条 教育委員会等に対して行うこととされ、又は教育委員会等が行

することができるものに限る。)を併せてこれを送信しなければならない。ただし、教育委員会が別に定める方法により当該申請等をした者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

4 略

5 他の条例又は規則の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)について、第1項本文の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

6 略

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 教育委員会等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合にあつては、当該事項をインターネットを利用する方法又は当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法により、当該事項を記載した書類の縦覧等を行う場合にあつては当該事項を記載した書類を当該縦覧等を行う事務所に備え置く方法により当該縦覧等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第7条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名(当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)及び第3条第3項ただし書に規定する措置とする。

2 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名とする。

3 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則等で定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続等への準用)

第8条 教育委員会等が所管する手続等であつて条例第3条から第6条

うこととしている申請、届出、処分の通知その他の通知、縦覧若しくは閲覧又は書面等若しくは電磁的記録の作成若しくは保存のうち条例第3条から第6条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令又は条例等に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、教育委員会等の所管する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

までの規定の適用を受けるもの以外の手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、他の法令又は条例等に特別の定めのある場合を除くほか、条例及びこの規則の規定の例による。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、教育委員会等の所管する手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

議案第9号

大和市教育支援委員会の設置に伴う関係規則の整理に関する規則について

大和市教育支援委員会の設置に伴う関係規則の整理に関する規則について、審議願
いたく提案する。

令和5年3月23日提出

大和市教育委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育支援委員会の設置に伴う関係規則の整理に関する規則

(大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部改正)

第1条 大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則(昭和40年大和市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 教育支援委員会に関すること。

(大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部改正)

第2条 大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則(平成20年大和市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和22年法律第67号」を「昭和25年法律第261号」に改める。

第2条(見出しを含む。)中「種類」を「職名」に改める。

別表大和市立小中学校結核対策委員の項の次に次のように加える。

大和市教育支援 アドバイザー	2人	教育上特別な支援を要する就学予定児並びに学齢児童及び学齢生徒(以下「対象児童生徒等」という。)に対する適切な学びの場の検討等において、対象児童生徒等がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、医学的な見地から助言を行う。
-------------------	----	--

(大和市特別支援教育センター条例施行規則の一部改正)

第3条 大和市特別支援教育センター条例施行規則(平成31年大和市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 教育支援委員会に関すること。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(教育支援委員会)

第6条 教育委員会は、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第18条の2の規定による意見聴取及び教育上特別な支援を要する就学予定児並びに学齢児童及び学齢生徒に対する適切な学びの場の検討等を行うため、教育支援委員会を設置する。

2 教育支援委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則新旧対照表（第1条）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>（特別支援教育センター）</p> <p>第8条 センター条例第1条の規定に基づき設置された特別支援教育センターの事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4） 教育支援委員会に関すること。</u></p> <p><u>（5）～（7）</u> 略</p> <p>2 略</p>	<p>（特別支援教育センター）</p> <p>第8条 センター条例第1条の規定に基づき設置された特別支援教育センターの事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4）～（6）</u> 略</p> <p>2 略</p>

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則新旧対照表（第2条）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行																											
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるもののほか、大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地方公務員法（<u>昭和25年法律第261号</u>）第3条第3項第3号の規定に基づく非常勤の特別職（以下「非常勤特別職」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（非常勤特別職の<u>職名</u>等）</p> <p>第2条 非常勤特別職の<u>職名</u>、定数並びに設置目的及び主な職務については、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職名</th> <th style="width: 10%;">定数</th> <th style="width: 75%;">設置目的及び主な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>大和市立小中学校結核対策委員</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>大和市教育支援アドバイザー</u></td> <td><u>2人</u></td> <td><u>教育上特別な支援を要する就学予定児並びに学齢児童及び学齢生徒（以下「対象児童生徒等」という。）に対する適切な学びの場の検討等において、対象児童生徒等がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、医学的な見地から助言を行う。</u></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	職名	定数	設置目的及び主な職務	略			大和市立小中学校結核対策委員	略		<u>大和市教育支援アドバイザー</u>	<u>2人</u>	<u>教育上特別な支援を要する就学予定児並びに学齢児童及び学齢生徒（以下「対象児童生徒等」という。）に対する適切な学びの場の検討等において、対象児童生徒等がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、医学的な見地から助言を行う。</u>	略			<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるもののほか、大和市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する地方公務員法（<u>昭和22年法律第67号</u>）第3条第3項第3号の規定に基づく非常勤の特別職（以下「非常勤特別職」という。）の設置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（非常勤特別職の<u>種類</u>等）</p> <p>第2条 非常勤特別職の<u>種類</u>、定数並びに設置目的及び主な職務については、別表のとおりとする。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">職名</th> <th style="width: 10%;">定数</th> <th style="width: 75%;">設置目的及び主な職務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> <tr> <td>大和市立小中学校結核対策委員</td> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3">略</td> </tr> </tbody> </table>	職名	定数	設置目的及び主な職務	略			大和市立小中学校結核対策委員	略		略		
職名	定数	設置目的及び主な職務																										
略																												
大和市立小中学校結核対策委員	略																											
<u>大和市教育支援アドバイザー</u>	<u>2人</u>	<u>教育上特別な支援を要する就学予定児並びに学齢児童及び学齢生徒（以下「対象児童生徒等」という。）に対する適切な学びの場の検討等において、対象児童生徒等がその年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、医学的な見地から助言を行う。</u>																										
略																												
職名	定数	設置目的及び主な職務																										
略																												
大和市立小中学校結核対策委員	略																											
略																												

大和市特別支援教育センター条例施行規則新旧対照表（第3条）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>（業務）</p> <p>第2条 大和市特別支援教育センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4） 教育支援委員会に関すること。</u></p> <p><u>（5）・（6） 略</u></p> <p><u>（教育支援委員会）</u></p> <p><u>第6条 教育委員会は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第18条の2の規定による意見聴取及び教育上特別な支援を要する就学予定児並びに学齢児童及び学齢生徒に対する適切な学びの場の検討等を行うため、教育支援委員会を設置する。</u></p> <p><u>2 教育支援委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。</u></p> <p><u>第7条～第9条 略</u></p>	<p>（業務）</p> <p>第2条 大和市特別支援教育センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる業務を行う。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4）・（5） 略</u></p> <p><u>第6条～第8条 略</u></p>

議案第10号

大和市教育局事務局及び所管機関の組織等に関する規則及び大和市教育局研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則について

大和市教育局事務局及び所管機関の組織等に関する規則及び大和市教育局研究所設置条例施行規則の一部を改正する規則について、審議願いたく提案する。

令和5年3月23日提出

大和市教育局委員会

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会規則第 号

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則及び大和市教育研究所設置
条例施行規則の一部を改正する規則

(大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部改正)

第1条 大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則(昭和40年大和市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第8号中「の推進」を削る。

(大和市教育研究所設置条例施行規則の一部改正)

第2条 大和市教育研究所設置条例施行規則(昭和41年大和市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「情報教育の推進」を「教育の情報化」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則新旧対照表（第1条）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>（教育研究所） 第5条 略 2 教育研究所の事務分掌は、次のとおりとする。 （1）～（7） 略 （8） 教育の情報化に関すること。 （9）・（10） 略 3 略</p>	<p>（教育研究所） 第5条 略 2 教育研究所の事務分掌は、次のとおりとする。 （1）～（7） 略 （8） 教育の情報化の<u>推進</u>に関すること。 （9）・（10） 略 3 略</p>

大和市教育研究所設置条例施行規則新旧対照表（第2条）

（下線部分は、改正部分）

改正案	現行
<p>（事業） 第2条 教育研究所の事業は、おおむね次のとおりとする。 （1）～（7） 略 （8） <u>教育の情報化</u>に関すること。 （9）・（10） 略</p>	<p>（事業） 第2条 教育研究所の事業は、おおむね次のとおりとする。 （1）～（7） 略 （8） <u>情報教育の推進</u>に関すること。 （9）・（10） 略</p>

議案第 1 1 号

大和市立学校教職員安全衛生管理規程について

大和市立学校教職員安全衛生管理規程について、審議願いたく提案する。

令和 5 年 3 月 2 3 日提出

大和市教育委員会

教育長 柿 本 隆 夫

大和市立学校教職員安全衛生管理規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、法令その他別に定めるもののほか教職員（大和市立学校に勤務する県費負担教職員をいう。以下同じ。）の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、教職員の安全及び衛生について必要な事項を定めるものとする。

(教育委員会及び学校長の責務)

第2条 大和市教育委員会の事務局及び所管機関（以下「教育委員会」という。）並びに大和市立学校の校長（以下「学校長」という。）は、法令その他別に定めるもの及びこの規程に定める事項を適切に実施するとともに、常に教職員の安全及び健康を確保し、快適な職場環境を形成しなければならない。

(教職員の責務)

第3条 教職員は、自己の健康保持増進に努めるとともに、教育委員会及び学校長が法令その他別に定めるもの及びこの規程に基づいて実施する安全及び健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に協力するよう努めなければならない。

(衛生管理者の設置等)

第4条 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）第12条第1項の規定により、常時勤務する教職員が50人以上である学校（以下「該当校」という。）に衛生管理者を置き、資格を有する教職員のうちから当該該当校の学校長が選任する。

2 衛生管理者は、法第10条第1項各号の業務のうち衛生に係る技術的事項を管理するものとする。

(衛生推進者の設置等)

第5条 法第12条の2の規定により、常時勤務する教職員が10人以上50人未満である学校に衛生推進者を置き、資格を有する教職員のうちから当該学校の学校長が選任する。

2 衛生推進者は、法第10条第1項各号の業務のうち衛生に係る業務を担当するものとする。

(産業医の設置等)

第6条 法第13条第1項の規定により、該当校に産業医を置き、資格を有する医師のうちから選任する。

2 産業医は、法第13条第1項の労働者の健康管理等を行うものとする。

3 産業医は、該当校の学校長に対し、前項の労働者の健康管理等について必要な勧告をし、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。

(健康診断の実施)

第7条 教育委員会は、教職員の健康管理のため、法及び学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく健康診断を実施しなければならない。

(教職員の受診義務等)

第8条 教職員は、指定された期日及び場所において健康診断を受けなければならない。ただし、長期の休暇、休職等の事由により当該健康診断を受けることができない教職員については、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する事由により健康診断を受けることができない教職員は、当該健康診断に相当する他の医師が行う健康診断をもってこれに代えることができる。この場合において、当該教職員は、教育委員会にその結果を証明する書面その他必要な書類を提出しなければならない。

(健康診断の結果に対する措置)

第9条 教育委員会は、健康診断の結果を教職員に通知し、教職員の勤務について適切な措置を行うとともに、医療又は検査を必要と認められる者に対しては、必要な医療又は検査を受けるよう指示するものとする。

(衛生委員会の設置)

第10条 法第18条第1項の規定により、教職員の衛生に関する事項を調査審議させ、該当校の学校長に意見を述べるため、該当校に衛生委員会を置く。

(衛生委員会における調査審議事項)

第11条 前条の教職員の衛生に関する事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 教職員の健康障害を防止するための基本となるべき対策に関すること。
- (2) 教職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関すること。
- (3) 労働災害の原因及び再発防止対策で、衛生に係るものに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教職員の健康障害の防止及び健康の保持増進に関する重要事項

(衛生委員会の組織)

第12条 衛生委員会は、該当校の学校長、衛生管理者、産業医及び教職員の中から職員組合の推薦する者2名をもって組織する。

2 衛生委員会に委員長を置き、該当校の学校長をもって充てる。

3 委員長は、会務を総理し、衛生委員会の会議の議長となる。

4 衛生管理者は、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

(委員の任期等)

第13条 委員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(衛生委員会の会議)

第14条 衛生委員会の会議は、委員長が招集し、毎月1回以上開催する。

2 衛生委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 衛生委員会の運営について必要な事項は、委員長が衛生委員会の会議に諮って定める。

(参考人の出席)

第15条 委員長は、必要があると認めるときは、衛生委員会の会議に参考人として関係教職員等の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(衛生委員会の会議の結果報告)

第16条 委員長は、衛生委員会の会議が終了した場合において、第11条各号に掲げる事項のうち重要な事項については、教育長にその結果を報告しなければならない。

(安全衛生推進委員会の設置)

第17条 第11条各号に掲げる事項について検討し、必要な対策を講じるため、安全衛生推進委員会を置く。

(安全衛生推進委員会の組織)

第18条 安全衛生推進委員会は、教育総務課長、学校教育課長、保健給食課長、大和市長1名、大和市長1名、教職員の中から職員組合の推薦する者6名をもって組織する。

2 安全衛生推進委員会に会長及び副会長を置き、会長は教育総務課長を、副会長は教職員の中から職員組合の推薦する者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、安全衛生推進委員会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(推進会議)

第19条 安全衛生推進委員会の会議(以下この条において「推進会議」という。)は、必要に応じ会長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

4 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

(庶務)

第20条 衛生委員会及び安全衛生推進委員会の庶務は、教育部学校教育課において処理する。

(秘密の保持)

第 2 1 条 教職員の安全衛生の業務に携わる者は、業務により知り得た秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 2 2 条 この訓令に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

議案第12号

大和市教育局が所掌する事項に係る補助金交付等事業に関する要綱の一部を改正する要綱について

大和市教育局が所掌する事項に係る補助金交付等事業に関する要綱の一部を改正する要綱について、審議願いたく提案する。

令和5年3月23日提出

大和市教育局

教育長 柿本 隆夫

大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付等事業に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付等事業に関する要綱（平成20年大和市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「その他相当の反対給付を受けない給付金」を「（大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）第2条に規定する補助金をいう。以下同じ。））」に改める。

第3条第1項中「（昭和42年大和市規則第21号）」を削る。

第4条中「教育長が」を削る。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表大和市公立小学校校長会補助金交付事業の項から大和市公立中学校教頭会補助金交付事業の項までを削り、同表大和市立小中学校課外活動派遣費支給事業の項中「大和市立小中学校課外活動派遣費支給事業」を「大和市立中学校課外活動派遣費支給事業」に改め、「児童・」を削り、同表大和市第3子以降学校給食費補助金交付事業の項の次に次のように加える。

大和市学校給食食材料費補助金交付事業	大和市立の小中学校に対し、物価高騰の影響を受けた学校給食に係る食材料費の一部を補助することにより、安定した学校給食の提供を図ることを目的とする。
--------------------	--

別表大和市通学費補助金交付事業の項中「大和市立文ヶ岡小学校の通学区域に居住し、大和市立光丘中学校へ電車を利用して通学する」を「次に掲げる」に改め、同項主な目的の欄に次の各号を加える。

- (1) 大和市立文ヶ岡小学校の通学区域に居住し、大和市立光丘中学校へ電車を利用して通学する生徒
- (2) 大和市立引地台中学校分教室へ電車又はバスを利用して通学する生徒

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

大和市教育委員会が所掌する事項に係る補助金交付等事業に関する要綱新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、大和市教育委員会が所掌する事項（大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）第2条第1項の規定により補助執行させるものを除く。）に係る補助金<u>（大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）第2条に規定する補助金をいう。以下同じ。）</u>の交付等を行う事業（以下「補助金交付等事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の交付等)</p> <p>第3条 補助金交付等事業に係る補助金の交付は、大和市補助金交付規則によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、大和市教育委員会が所掌する事項（大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成21年大和市教育委員会規則第5号）第2条第1項の規定により補助執行させるものを除く。）に係る補助金<u>その他相当の反対給付を受けない給付金</u>の交付等を行う事業（以下「補助金交付等事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(補助金の交付等)</p> <p>第3条 補助金交付等事業に係る補助金の交付は、大和市補助金交付規則<u>（昭和42年大和市規則第21号）</u>によるものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は<u>教育長</u>が別に定める。</p> <p>附 則</p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>1</u> 略</p>

削除

(令和4年における物価高騰対策に関する特例措置)

2 別表の規定にかかわらず、令和4年10月1日から令和5年3月31日

までの間、同表中	<u>大和市第3子以降学校給食費補助金交付事業</u>	<u>大和市立小学校又は中学校及び公立の特別支援学校の小学部又は中学部に在籍する児童生徒を3人以上養育する保護者の学校給食に係る経済的負担を軽減し、少子化対策の充実に努めることを目的とする。</u>
----------	-----------------------------	---

とあるのは、	<u>大和市第3子以降学校給食費補助金交付事業</u>	<u>大和市立小学校又は中学校及び公立の特別支援学校の小学部又は中学部に在籍する児童生徒を3人以上養育する保護者の学校給食に係る経済的負担を軽減し、少子化対策の充実に努めることを目的とする。</u>	とする。
	<u>大和市学校給食食材料費補助金交付事業</u>	<u>大和市立の小中学校に対し、令和4年における物価高騰の影響を受けた学校給食に係る食材料費の一部を補助することにより、安定した学校給食の提供を図ることを目的とする。</u>	

別表（第2条関係）

名称	主な目的
削除	
略	
<u>大和市立中学校課外活動派遣費支給事業</u>	学校が、学校教育の課外活動の一環である体育及び文化大会に生徒を本市代表として派遣するに際して支援することを目的とする。
略	

別表（第2条関係）

名称	主な目的
<u>大和市公立小学校校長会補助金交付事業</u>	<u>学校の管理運営についての研究・研修を行い、本市小学校教育の充実・向上を図ることを目的とする。</u>
<u>大和市公立中学校校長会補助金交付事業</u>	<u>学校の管理運営についての研究・研修を行い、本市中学校教育の充実・向上を図ることを目的とする。</u>
<u>大和市公立小学校教頭会補助金交付事業</u>	<u>学校の管理運営についての研究・研修を行い、本市小学校教育の充実・向上を図ることを目的とする。</u>
<u>大和市公立中学校教頭会補助金交付事業</u>	<u>学校の管理運営についての研究・研修を行い、本市中学校教育の充実・向上を図ることを目的とする。</u>
略	
<u>大和市立小中学校課外活動派遣費支給事業</u>	学校が、学校教育の課外活動の一環である体育及び文化大会に <u>児童・生徒</u> を本市代表として派遣するに際して支援することを目的とする。
略	

大和市第3子以降学校給食費補助金交付事業	略
大和市学校給食食材料費補助金交付事業	大和市立の小中学校に対し、物価高騰の影響を受けた学校給食に係る食材料費の一部を補助することにより、安定した学校給食の提供を図ることを目的とする。
大和市通学費補助金交付事業	次に掲げる生徒の保護者に対し、通学に要する費用を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、もって通学条件の均衡を図ることを目的とする。 (1) <u>大和市立文ヶ岡小学校の通学区域に居住し、大和市立光丘中学校へ電車を利用して通学する生徒</u> (2) <u>大和市立引地台中学校分教室へ電車又はバスを利用して通学する生徒</u>
略	

大和市第3子以降学校給食費補助金交付事業	略
大和市通学費補助金交付事業	<u>大和市立文ヶ岡小学校の通学区域に居住し、大和市立光丘中学校へ電車を利用して通学する生徒の保護者に対し、通学に要する費用を補助することにより、保護者の経済的負担を軽減し、もって通学条件の均衡を図ることを目的とする。</u>
略	

報告第1号

令和4年度大和市教育局表彰被表彰者の決定について

大和市教育局教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和40年大和市教育局委員会規則第1号）第2条第2項の規定により、別紙のとおり教育長が事務を臨時に代理したので、同条第3項の規定により承認を求める。

令和5年3月23日提出

大和市教育局委員会

教育長 柿本 隆夫

令和4年度 指導室学校訪問の実施報告について

令和5年3月
指導室

1. 実施したテーマ

- ① 「ICT 活用研修(スタディサプリ導入研修)」
- ② 「児童生徒指導研修」

2. 研修のねらい

【ICT 活用研修】

1人1台端末を活用したオンライン学習教材であるスタディサプリについて、指導者用「スタディサプリ for Teachers」の操作方法を習得し、授業での活用促進を図る。

【児童生徒指導研修】

いじめ防止対策推進法及び各校のいじめ防止基本方針について確認し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応についての理解を図る。また、具体的な事例研修を通して、適切ないじめへの対応方法を確認する。

3. 研修の内容 別紙参照

4. 受講者の感想等(一部抜粋)

【ICT 活用研修】

- ・直接的な指導とICTを活用した学習教材の双方のメリット・デメリットを補い合い、授業をより充実させたいと思った。
- ・不登校の子や体調不良で欠席した子が自学自習しやすい教材であると感じた。
- ・講義動画の内容を事前に確認し、教室での対話的な学習に繋げていきたい。
- ・実技教科のコンテンツもほしいと感じた。アンケート機能は活用したい。
- ・外国に繋がる児童生徒用にルビ振りや多言語対応をしてほしい。

【児童生徒指導研修】

- ・今回の研修で、いじめに関する法律などが定められていると知り、学校のホームページなども一度確認したいと思いました。
- ・定義、法を振り返り、担任として、学校としての対応について、立ち戻ることができた。未然防止、対策、組織作りについて見直していきたい。
- ・自校のいじめ防止基本方針を再読し、。日頃から未然防止、早期発見に努めたい。
- ・個で対応するのではなく、チームで対応することの大切さを再確認できた。

- ・普段行っている指導や組織的対応について、改めて確認するとともに、事例を通して、実践方法を考えることができた。
- ・法律的視点で「いじめ」を捉えることができ、組織的な取り組みの大切さを実感した。
- ・事例検討を通じて、事前から事後まで細やかな対応が必要であることを再確認した。

5. 成果と課題

○成果

- ・市内全教職員に ICT 活用研修を実施することができ、活用促進につながった。
- ・他県自治体の事例を紹介することで、教員が利活用のイメージを持てた。
- ・市内全教職員にいじめ防止対策推進法の理解の促進を図ることができた。
- ・いじめに対する具体的な対応について、共通認識を図ることができた。

●課題

- ・オンライン学習教材の継続的なランニングコストを今後どうしていくか。少子化対策の観点からも、公費負担とすることが収入格差による教育格差を生み出さないためにも重要であるが、ICT 環境の維持整備費用は今後さらに増えると予測する。
- ・教員の教具としての使用だけではなく、児童生徒の学習教材や ICT リテラシー向上のための教材として積極的に活用させるという視点が大切である。
- ・各学校におけるいじめ防止基本方針の見直しについては、大きく進めることができなかったため、来年度の研修では、今年度の内容を前提に、いじめ防止基本方針について、さらに学校が考えるよう実施したい。
- ・いじめの事例に関して、複数のケースに関して扱うことができなかった。いじめの態様が日々変化していく中で、学校で起こっている様々なケースについて取り上げていきたい。

6. 令和5年度の訪問研修について

小中全28校において、2本の訪問研修を行う。(全校必修)

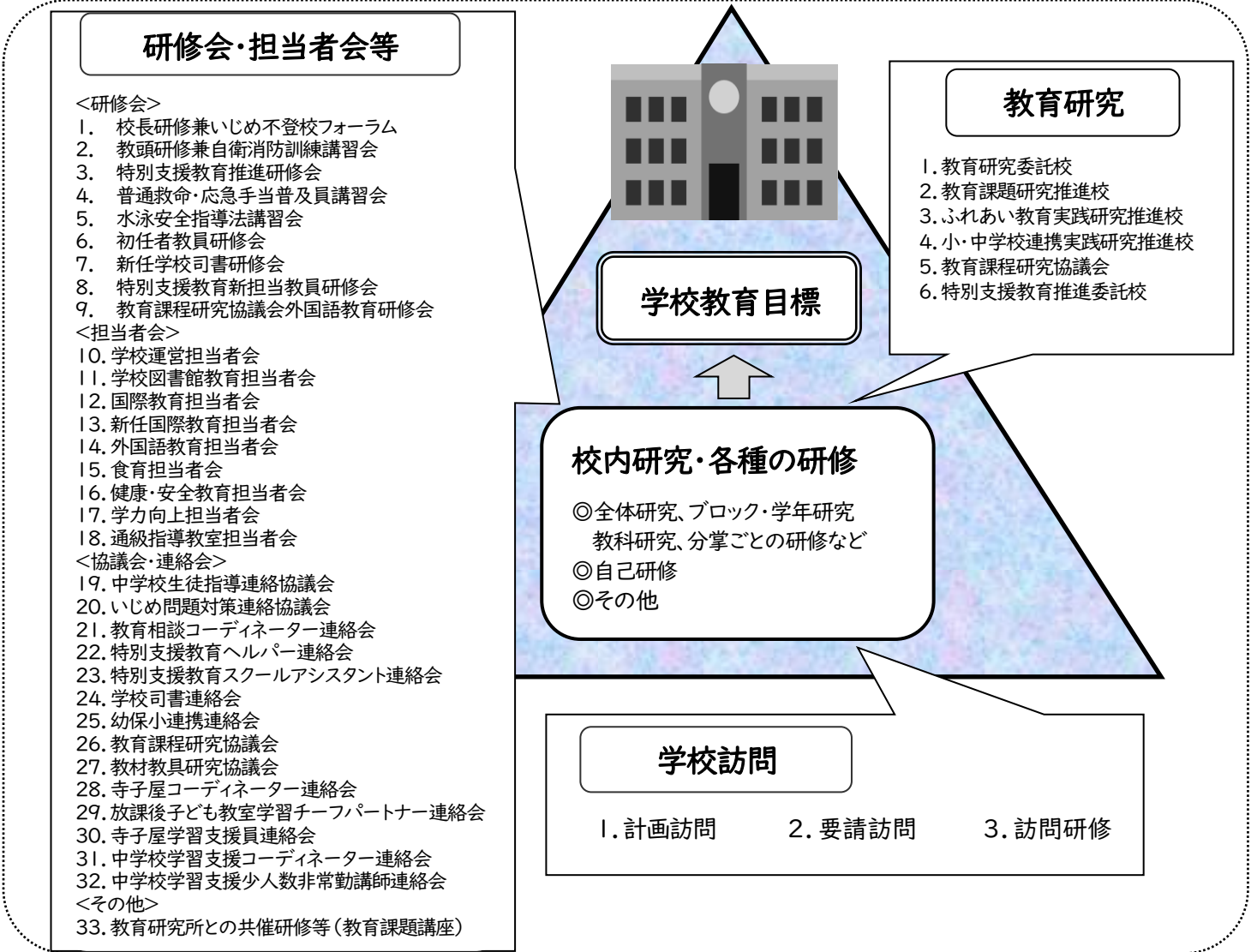
1本目 学力向上研修(必修)

2本目 児童生徒指導研修(必修)

研究・研修の充実

教職員一人ひとりが、教員としての資質を磨き、情熱をもって子どもたちに、指導していくことや、わかりやすい授業の実践を図っていくことが求められています。さらに子どもたちの姿や社会の変化などによる課題を把握するとともに、適切に対応し、教育活動を推進していかなければなりません。

そのため各学校においては、研究・研修の工夫改善・充実を図り、教職員の授業力、学校の教育力を強化していくことが求められます。

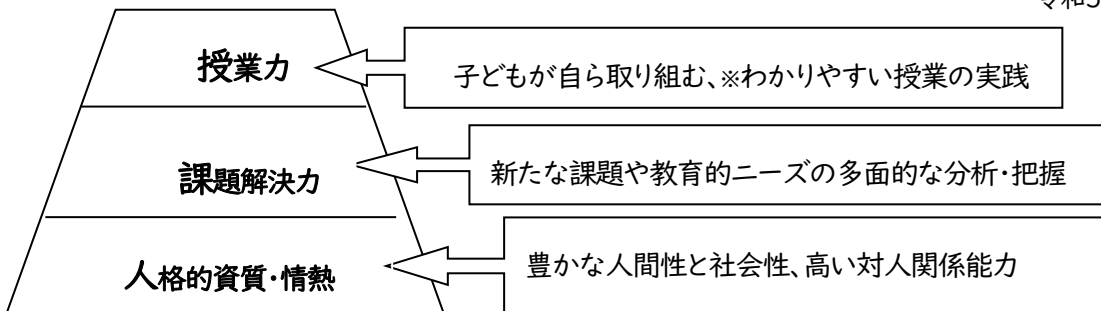


◆ 座標 2 -①◆

めざすべき教職員像

「神奈川県をめざすべき教職員像の実現に向けて
～校長及び教員の資質向上に関する指標～」より

令和5年 神奈川県教育委員会



【※】わかりやすい授業 わかる喜びが実感できる「主体的・対話的で深い学び」につながる授業

I. 教育研究

1 教育研究委託校

各学校の自主的研究の高揚を図り、教育の質的向上を実現するために、研究委託校を設置し研究を委託する。

(1)研究期間 1年間

(2)委託料 1校あたり 4万5千円

(3)委託校 小学校15校 中学校7校

〔 教育課題研究推進校
ふれあい教育実践研究校を除く 〕

2 教育課題研究推進校

今日的な教育課題の解決に向けた組織的、実践的な研究の推進を図り、その成果を「教育研究集録(研究紀要)」にまとめるとともに、研究発表を行うことにより本市の教育の充実に資する。

(1)研究期間 3年間

(2)委託料 1年次・16万円 2年次・16万円 3年次・26万円

(3)委託校 小学校2校 中学校1校

学校名	研究内容・テーマ等(仮)	年次	備考
桜丘小学校	これからの時代を生きぬく力を育む ～自信をもって自分を表現できる子どもの育成～	3年次	研究発表 11月17日
つきみ野中学校	問題解決への見通しを持ち、自分の考えをまとめ、伝え合う力の育成	2年次	中間発表 10月18日
林間小学校	未定	1年次	

3 ふれあい教育実践研究推進校

学習指導要領の趣旨を踏まえ、地域や学校、児童生徒の特性を生かした体験的な学習の充実に資するための実践研究を推進するとともに、その成果を「教育研究集録(研究紀要)」等にまとめる。

(1)研究期間 2年間(令和3年度・4年度)

(2)委託料 1か年につき11万円

(3)委託校 小学校2校 中学校1校

学校名	研究内容・テーマ等	年次	備考
渋谷小学校	未定	1年次	
中央林間小学校	未定	1年次	
光丘中学校	未定	1年次	

4 小・中学校連携実践研究推進校

児童生徒一人ひとりの個性の伸長を図ると共に社会的資質や行動を高める指導のあり方を、小中連携の研究課題として実践推進する。

(1)研究期間 2年間(令和3年度・4年度)

(2)委託料 1か年につき10万円

(3)委託校 1中学校区該当校

学校名	協力校名	年次
鶴間中学校	林間小学校	1年次

5 教育課程研究協議会

今日的な教育課題や本市教育の諸課題の追究・解明のため、教科、領域にわたり、理論・実践研究を行い、問題提起や情報提供を行う。

研究の成果は各種の研修会等において提案、公表することによって、本市の教育実践の向上に資する。

(1)構成 小中学校の教員4～6名及び指導主事により部会を構成する。

(2)研究期間 1年間を単位とする。

(3)研究内容 外国語教育の推進等

◆ 座標 2-② ◆

学校名	令和4年度 校内研究テーマ(指導室調べ)
北大和小学校	学びを深める児童の育成 ～考えることを楽しめる授業づくり～
林間小学校	豊かに表現する子どもを育む授業づくり 読解力 ～読む力・考える力・表現力を身につける～
大和小学校	自ら気づき、考え、表現するやまとっ子の育成 ～語彙力を生かし、学びを深める授業づくり～
草柳小学校	共に学び、共に生きる ～つきたい力を明確にし、子どもに力をつける、指導と評価の研究～
深見小学校	主体的に行動できる深見っ子の育成 ～自己肯定感のある子をめざして～
桜丘小学校	これからの時代を生きぬく力を育む ～自信をもって自分を表現できる子どもの育成～ (教師・児童)みんなが学ぶ授業づくり ～学び合いを通して、自らの課題を解決する子を目指して～
西鶴間小学校	主体的・対話的・深い学びの実現に向けた授業づくり ～クロームブックを媒体とした心のふれあい～
緑野小学校	自分の思いや考えを伝え合い、表現する子どもの育成 ～ICT の効果的な活用を通して～
上和田小学校	伝え合う、認め合う子どもの育成をめざして
柳橋小学校	主体的に学ぶ子どもの育成を目指して ～かかわり合いを通して、自分の成長を実感できる授業づくり～
南林間小学校	基礎基本の定着を目指した授業づくり ～なんりんスタンダードの構築を目指して～
福田小学校	考えを深めあえる児童の育成 ～ふくだっ子 心のふれあい～
大野原小学校	「友だちと豊かな関わり合いができる子」 ～語彙力を定着させるための言語活動を通じた指導の工夫～
下福田小学校	いきいきと表現できる下福っ子をめざして ～国語科での言語活動の充実～
大和東小学校	主体的で対話的な学びを通して、考えを深められる子どもの育成 ～ICT 機器を活用した授業改善～
文ヶ岡小学校	主体的に学びに向かう力を育む ～「問いづくり」を基盤とした授業と評価～
中央林間小学校	「何のため」を考え、課題を解決する子を目指して ～1人1台端末の効果的な活用場面の探究～
引地台小学校	やる気のアップデートで楽しく学ぶ子の育成 ～算数科における学力向上に向けた授業展開の工夫～
大和中学校	『いのち』を大切にする心を育む教育の推進 ～自他を認め心豊かに生きる生徒の育成～
光丘中学校	評価について(評価方法の確立)
渋谷中学校	地域に根差し、未来を生き抜く力の育成
つきみ野中学校	問題解決への見通しを持ち、自分の考えをまとめ、伝え合う力の育成
鶴間中学校	主体的に学ぶ態度を育成する機会の設定と評価について ～効果的な生徒のタブレット機器の活用方法について～
引地台中学校	主体的に活動し、ちからを高め合う生徒の育成～ICT 機器の効果的な活用を通して～
上和田中学校	主体的に学習に取り組む態度を育てるための授業実践
南林間中学校	主体的に学習に取り組む態度を育むための ICT 活用
下福田中学校	すべての生徒が3年間、たのしく学べるための学校づくり ～生徒のようすを見取る中で～

令和5年度 大和市教育研究等委託一覧表

	委託名	委託先	委託金額
1	教育研究委託	(小学校15校) 北大和、大和、草柳、深見、 西鶴間、緑野、上和田、柳橋、 南林間、福田、大野原、下福 田、大和東、文ヶ岡、引地台 (中学校7校) 大和、渋谷、鶴間、引地台、 上和田、南林間、下福田	45,000 円/校
2	教育課題研究推進校委託	林間小(1年次) つきみ野中(2年次) 桜丘小(3年次)	1,2年次 160,000 円/校 3年次 260,000 円/校
3	ふれあい教育実践研究委託	渋谷小、中央林間小、光丘中	110,000 円/校
4	小中学校連携実践研究推進校委託	鶴間中	100,000 円/校
5	小中学校児童生徒指導強化対策事業委託	小学校長会校 中学校長会校	小学校 494,000 円/会 中学校 594,000 円/会 (※会長校より各校に配分します。)
6	中学校進路指導推進事業委託	中学校全9校	全体額 1,649,000 円 (※令和3年度より、9校に傾斜をかけて委託しているため、委託金額は別途お知らせします。)
7	特別支援教育推進委託	大和市特別支援教育研究会	778,000 円/会

令和5年度 補助金 一覧表

	内容	対象	金額
1	キャンプの補助 (健康増進特別事業補助金)	全小学校 全中学校	56,000 円/校 113,000 円/校
2-1	車いすバスケの補助 (健康増進特別事業補助金)	全中学校	全体額 1,270,500 円 各学校の学級数により補助額を決定
2-2	福祉体験の補助 (健康増進特別事業補助金)	全小学校	20,000 円/校
3	芸術鑑賞の補助 (文化的行事補助事業補助金)	全小学校 全中学校	150,000 円/校 230,000 円/校
4	美術館訪問の補助 (美術鑑賞事業補助金)	※令和4年度は コロナのため無し。	-
5	部活動の補助 (中学校部活動補助金)	全中学校	1,000,000 円/校
6	中体連の補助 (中学校体育連盟補助金)	担当校	1,325,000 円/校
7	小市教研の補助 (小学校教育研究会補助金)	担当校	305,000 円/校
8	中市教研の補助 (中学校教育研究会補助金)	担当校	272,000 円/校
9	中文連の補助 (神奈川県中学校文化連盟 大和支部総合文化祭補助金)	担当校	498,000 円/校
10	事務研の補助 (学校事務研究協議会補助金)	担当校	45,000 円/校

令和5年度 謝礼等 一覧表

	内容	対象	金額
1	勤労生産学習（はたけ）支援者への謝礼 （地域教育活動推進事業費） ※前年度申請が必須	全小学校 全中学校	図書カード 前年度申請額分/校 図書カード 前年度申請額分/校
2	教育支援者への謝礼 （地域教育活動推進事業費）	全小学校 全中学校	図書カード 30,000 円分/校 図書カード 50,000 円分/校
3	部活動外部指導者への謝礼 （中学校部活動事業費） ※配置された学校のみ	全中学校	1人あたり年間 3,500 円（税込）× 52 回以内

Ⅱ. 学校訪問について

指導室の主要事業である学校訪問には、①指導室の計画に基づく「計画訪問」 ②学校からの要請による「要請訪問」 ③教育課題について指導室が訪問し研修を行う「訪問研修」（平成28年度より）の3種類があります。

（目的）

- 教育課程、学習指導、児童生徒指導、その他学校教育に関する専門的事項について指導助言を行う。
- 学校教育全般にわたる諸問題を把握し、本市教育の充実に資する。

1. 計画訪問

- (1) 実施期間 全体会 5月～7月
- (2) 実施回数 小・中学校とも全体会1回

協議会	◎指導室より、重点施策について説明する。[室長(主任指導主事)・担当指導主事の2名が訪問] ◎校長・教頭・総括教諭等とともに、協議を行う。 ①学校経営方針 ②教育課程 ③学校で重点を置く課題(テーマ) ④指導室からのテーマ
-----	--

2. 要請訪問

- (1) 実施期間 6月～2月まで
- (2) 実施回数 原則、研究指定校は通年で3回まで。それ以外の学校も1回は実施。
- (3) 内容

授業研究	◎授業実践に関する指導助言を行う。(指導案作成、授業実践前後の指導助言など) ◎校内研究に関する指導助言を行う。(推進委員会や校内研修会の指導助言など) ◎研究発表に関する指導助言を行う。(発表前、発表当日の指導助言など) ◎教育課程に関する指導助言を行う。(教科指導、評価のあり方、人権教育など) ◎特別支援に関する指導助言を行う。(校内支援、インクルーシブ教育など)
------	---

3. 訪問研修

- (1) 実施期間 5月～2月
- (2) 実施回数 2回
- (3) 内 容 指導室の提示する教育課題について、学校訪問等を行い校内研修を支援する。

4. 申請手続きについて

- (1) 計画訪問 指導室の計画をもとにして、学校へ訪問する。
- (2) 要請訪問 「学校教育指導要覧」年間行事計画を参照し、年度初めに指導主事派遣希望を一括申請する(申請書3)。指導室が日程調整を行い、訪問日を連絡後、学校より具体的内容を申請する(申請書4)。※申請書は逡送か校長印付きPDFデータ(C4th)で送付する。
- (3) 訪問研修 要請訪問と同様に、年度初めに訪問研修希望日を一括申請する。

学校訪問	手 続 き	提出期限
計画訪問	①指導室より訪問する時間や訪問の指導主事などを学校に連絡	
要請訪問	①申請書3『指導主事の派遣 要請訪問実施日について』提出	4月末日
	②指導室より、訪問日を学校に連絡	5月下旬
	③申請書4『指導主事の派遣 要請訪問について』提出	14日前
	④指導室より、訪問する指導主事などを学校に連絡	申請書4提出後
	⑤『学習指導案(4部)』提出。校内研究資料・年間指導計画などを添付	7日前
訪問研修	①訪問研修希望票の提出	4月末日
	②指導室より、訪問日を学校に連絡	5月下旬

◆座標2-③◆

令和4年度 要請訪問・訪問研修 実施状況

教科・領域	指導数(回)	教科・領域	指導数(回)
	要請訪問		要請訪問
国語	34	音楽	0
算数・数学	8	図画工作・美術	1
道徳	2	技術家庭	1
社会・生活	9	体育・保健体育	3
理科	3	外国語活動・英語	4
総合的な学習の時間	1	特別活動	1
講義のみ(学習評価など)	6	自立活動・生活単元	0
要請訪問 合計		73回	

分野	指導数(回)	分野	指導数(回)
	訪問研修		訪問研修
児童生徒指導	28回	ICT活用	28回
訪問研修 合計		56回	

2. 大和市教育局主催の研修会等

(指 指導室 研 教育研究所 青 青少年相談室 保 保健給食課 総 教育総務課 学 学校教育課)

(1) 基本研修 年次や職務級により、受講を義務付けている研修です。

(1)-1 大和市教育局担当の初任者研修

※研修番号は研修履歴記録の対象です。 2023-603 □□□

事業名	指 初任者研修会		101
目的	教員としての心構えを認識し、職務に対する自覚を高めるとともに、より良い授業のあり方について基礎的理解を深め、授業づくりの視点を持って実践的指導力を高めます。		
内容	第1回【人格的資質向上①、課題解決力向上①】(予定) 教育長講話、校長講話、学校教育課長講話 初任者研修概要	期日	5月23日(火)
		時間	13:50~16:50
講師	教育長・校長会長・学校教育課長・担当指導主事	会場	生涯学習センター
内容	第2回【人格的資質向上②】(予定) 講義・演習「学級づくり」、児童生徒指導	期日	7月11日(火)
		時間	13:50~16:50
講師	初任者研修アドバイザー野中信行氏、担当指導主事	会場	生涯学習センター
内容	第3回【人格的資質向上③】(予定) 演習「人間関係づくり」他	期日	8月22日(火)
		時間	9:00~16:50
講師	担当指導主事	会場	泉の森
内容	第4回【課題解決力向上②】(予定) 講義「特別支援教育」 演習「1年間のふりかえり」	期日	1月16日(火)
		時間	13:50~16:50
講師	指導室担当指導主事	会場	特別支援教育センター
対象	初任者(第1回のみ初任研免除者、養護教諭、栄養教諭、事務主事も対象。)	申込	不要
備考		問合せ先	指導室 Tel)046-260-5210

(1)-2 人格的資質向上研修 決められた年次等までに、受講を推奨する研修です。

事業名	研 人格的資質向上研修講座		102~ 103
目的	豊かな人間性と社会性及び対人関係能力を培い、人格的資質の向上を図ります。		
内容	【ホスピタリティ】 信頼感・安心感が生まれる人間関係づくり ～「ホスピタリティ」を学校で生かそう～	期日	6月19日(月) 102
		時間	14:00～16:50
講師	ホスピタリティコーディネーター 朝岡 万吏江 氏	会場	生涯学習センター
対象	教育研究所【社会体験研修】受講者及び希望者	申込	5月12日(金)まで
内容	【人権教育】 地域も学校も多文化共生 ～日本にいる難民のはなし～	期日	8月3日(木) 103
		時間	14:30～17:00
講師	認定 NPO 法人難民支援協会(JAR) 鶴木 由美子 氏	会場	渋谷学習センター
対象	1～4年経験者・国際教育担当教員推奨 及び希望者・保護者・市民	申込	5月12日(金)まで
備考	◆5・中堅・15・25年経験者選択講座対象[人格的資質] ◆初任者選択講座対象[人格的資質] 【ホスピタリティ】は教育研究所の特別講座【社会体験研修】 受講者は必修 【人権教育】は1～4年経験者推奨	問合せ先	教育研究所 TEL)046-260-5213

	研 情報教育研修講座		104
目的	学校の情報資産及びそのセキュリティ対策について理解を深め、情報管理の意識を高めます。		
内容	【情報セキュリティ】 校内における情報セキュリティ対策について	期日	1月5日(金)
		時間	9:30～10:30
講師	インストラクター	会場	未定
対象	校長・教頭・ネットワークリーダーのうち各校1名以上(未受講者推奨) 及び希望者	申込	5月12日(金)まで
備考		問合せ先	教育研究所 TEL)046-260-5213

(1)-3 課題解決力向上研修 決められた年次等までに、受講を義務付けた研修です。

事業名	研 課題解決力向上研修講座		105
目的	校内 ICT 機器の基本的な仕組みと操作について学びます。		
内容	【情報教育(中学校)】 / 【情報教育(小学校)】 学校におけるICT活用	期日	① 8月21日(月) 中学校 ② 8月23日(水) 小学校
		時間	14:30～16:50
講師	インストラクター	会場	① 光丘中学校 ② 未定
対象	①中学校1年経験者 及び希望者 ②小学校1年経験者 及び希望者	申込	5月12日(金)まで
備考	△1年経験者選択講座対象[課題解決力] 1年経験者は必修	問合せ先	教育研究所 TEL)046-260-5213

(1)-4 授業力向上研修 決められた年次等までに、受講を義務付けた研修です。

事業名	研 授業力向上研修講座		106
目的	教科教育等にかかわる基礎的・専門的知識及び技能について学び、指導技術の向上を図ります。		
内容	【小学校理科観察・実験】 小学校理科の観察・実験の基礎	期日	6月16日(金)
		時間	14:30~16:50
講師	県立青少年センター 技師	会場	桜丘小学校
対象	小学校1年経験者及び希望者(要相談)	申込	5月12日(金)まで
備考	◎小学校1年経験者選択講座対象[授業力向上] 小学校1年経験者は必修	問合せ先	教育研究所 TEL)046-260-5213

(1)-5 その他研修 決められた年次等までに、受講を義務付けた研修です。

事業名	指 普通救命講習会		107
目的	救命に必要な知識・技術を習得することで、応急処置能力を身に付けると共に、学校の危機管理対応力の向上を図ります。		
内容	成人の心肺蘇生法とAEDの使用法	期日	4月10日(月)
		時間	14:50~16:50(予定) 事前WEB課題あり
講師	大和市消防本部職員	会場	消防本部
対象	各校1名(悉皆)	申込	4月5日(水)まで
備考	本年度より、応急手当普及員資格期限の延長については、応急手当普及員再講習会(108)の受講となります。	問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210

事業名	指 応急手当普及員再講習会 ※分割・新規講習会		108
目的	救命に必要な知識・技術を習得することで、応急処置能力を身に付けると共に、学校の危機管理対応力の向上を図ります。		
内容	応急手当の普及啓発活動(指導法)	期日	4月11日(火) ~13日(木)
		時間	14:50~16:50(予定) 事前WEB課題あり
講師	大和市消防本部職員	会場	消防本部
対象	希望者(希望者のみ各校1名まで)	申込	4月5日(水)まで
備考	本年度より、応急手当普及員資格期限の延長については、本講習会の受講となります。詳細については、別途実施要項をご確認ください。 11日(火)-つきみ野中、鶴間中、南林間中、北大和小、林間小、中央林間小、緑野小、南林間小、西鶴間小 12日(水)-大和中、光丘中、引地台中、大和小、草柳小、深見小、大野原小、大和東小、文ヶ岡小 13日(木)-渋谷中、上和田中、下福田中、下福田小、福田小、上和田小、渋谷小、桜丘小、柳橋小、引地台小	問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210

(2) 専門研修(希望者) 資質向上を目指した自己のキャリア形成を考え、計画的な受講をお願いします。

(2)-1 人格的資質向上

事業名	⑧ 人格的資質向上研修講座		102~ 103
目的	豊かな人間性と社会性及び対人関係能力を培い、人格的資質の向上を図ります。		
内容	【ホスピタリティ】〔再掲〕 信頼感・安心感が生まれる人間関係づくり ～「ホスピタリティ」を学校で生かそう～	期日	6月19日(月) 102
		時間	14:00～16:50
講師	ホスピタリティコーディネーター 朝岡 万吏江 氏	会場	生涯学習センター
対象	教育研究所の特別講座【社会体験研修】受講者及び希望者	申込	5月12日(金)まで
内容	【人権教育】〔再掲〕 地域も学校も多文化共生 ～日本にいる難民のはなし～	期日	8月3日(木) 103
		時間	14:30～17:00
講師	認定NPO 法人難民支援協会(JAR) 鶴木 由美子 氏	会場	渋谷学習センター
対象	1～4年経験者・国際教育担当教員推奨 及び希望者・保護者・市民	申込	5月12日(金)まで
備考	◆5・中堅・15・25年経験者選択講座対象〔人格的資質〕 ◆初任者選択講座対象〔人格的資質〕 【ホスピタリティ】は教育研究所の特別講座【社会体験研修】 受講者は必修 【人権教育】は1～4年経験者推奨	問合せ先	教育研究所 Tel) 046-260-5213

事業名	⑧ 特別講座【社会体験研修】		
目的	社会福祉施設等での体験を通して、幅広い視野からもの見方を体得し、社会人・教育公務員としての自覚の向上を図ります。		
内容	【社会体験研修】事前打合せ会(研修説明会)	期日	5月22日(月)
		時間	15:50～16:50
講師	教育研究所 指導主事	会場	大和市役所会議室棟 101会議室
内容	【社会体験研修】2日間の実習 ① 大和市立図書館 ② 大和市立渋谷図書館 ③ 大和市立中央林間図書館 ④ イベント観光課「やまと de のど自慢」	期日	① 7月24日(月) ～7月25日(火) ② 8月2日(水) ～8月3日(木) ③ 8月3日(木) ～8月4日(金) ④ 8月26日(土) ～8月27日(日)
		時間	各事業所による
		会場	各事業所・施設
対象	◆5年経験者選択講座対象〔人格的資質〕 教職員(希望者) *ここで掲げた施設での研修希望者	申込	4月21日(金)まで
備考	事前打合せ(5月22日[月])には必ず参加のこと。 人格的資質向上研修講座【ホスピタリティ】(6月19日) を併せて受講すること(要・別途申込み)。 日程・施設等の詳細は、別紙「令和5年度 大和市教育 研究所研修講座案内」にて。	問合せ先	教育研究所 Tel) 046-260-5213

(2)-2 課題解決力向上

事業名	㊟ 課題解決力向上研修講座		201~ 204
目的	子どもや社会の変化によるさまざまな教育課題について学び、課題解決力の向上を図ります。		
内容	【教育社会学】 学校の学びはどう変わるべきか ～コロナ禍から見えた教育の諸課題～	期日	7月24日(月) 201
		時間	14:00~16:50
講師	東京大学大学院 教授 本田 由紀 氏	会場	生涯学習センター
対象	教職員(希望者)	申込	5月12日(金)まで
内容	【健康・安全教育】(※指導室と共催) 子どもの「安全力」をはぐくむ安全教育 ～災害・事件・事故から子どもたちを守るために～	期日	7月25日(火) 202
		時間	13:45~16:15(健康・安全担当者は16:50まで)
講師	NPO 法人 日本こどもの安全教育総合研究所 理事長 宮田 美恵子 氏	会場	渋谷学習センター
対象	◎健康・安全教育担当者 各校1名 教職員(希望者)・保護者・市民	申込	5月12日(金)まで
内容	【児童生徒指導】 不登校の解き方を考える ～キャリア教育としての不登校支援～	期日	8月2日(水) 203
		時間	14:00~16:50
講師	神奈川県教育委員会教育局支援部子ども教育支援課 SSWSV	会場	渋谷学習センター
対象	教職員(希望者)	申込	5月12日(金)まで
内容	【インクルーシブ教育】 インクルーシブな教育と社会へ ～誰も置き去りにしない共生社会の在り方を目指して～	期日	8月22日(火) 204
		時間	14:00~16:50
講師	東京大学教育学研究科附属バリアフリー教育開発研究センター長 小国 喜弘 氏	会場	光丘中学校
対象	教職員(希望者)	申込	5月12日(金)まで
内容	【情報教育(中学校)】 / 【情報教育(小学校)】[再掲] 学校におけるICT活用	期日	① 8月21日(月) 中学校 ② 8月23日(水) 小学校 105
		時間	14:30~16:50
講師	インストラクター	会場	① 光丘中学校 ② 未定
対象	①中学校1年経験者 及び希望者 ②小学校1年経験者 及び希望者	申込	5月12日(金)まで
備考	△初任者選択講座対象【課題解決力】 △5・中堅・15・25年経験者選択講座対象【課題解決力】 △学校におけるICT活用は、1年経験者選択講座対象[課題解決力]1年経験者は必修	問合せ先	教育研究所 Tel)046-260-5213

(2)-3 授業力向上

事業名	④ 授業力向上研修講座		205～ 210
目的	教科教育等にかかわる基礎的・専門的知識及び技能について学び、指導技術の向上を図ります。		
内容	【授業づくり】 子どもと創る授業 ～確かな「人間性の育成」を求めて～	期日	7月21日(金)205
		時間	13:30～17:00
講師	南砺市教育長(富山大学名誉教授) 松本 謙一 氏	会場	光丘中学校
対象	教職員(希望者)	申込	5月12日(金)まで
内容	【探究型授業】 探究的な学びを支える情報活用能力 ～演習を通して学ぶ、子どもへの指導方法～	期日	7月28日(金)206
		時間	14:00～16:50
講師	放送大学 客員准教授 塩谷 京子 氏	会場	大和中学校
対象	教職員(希望者)	申込	5月12日(金)まで
内容	【理科実地研修】 江の島の自然観察 ～磯の生態系をとおして～	期日	7月31日(月)207
		時間	9:00～12:00
講師	元藤沢市小学校長 菊池 久登 氏	会場	江の島
対象	教職員(希望者)	申込	5月12日(金)まで
内容	【国語科】 ICT活用で創る国語科の授業	期日	8月1日(火)208
		時間	14:00～16:50
講師	筑波大学附属小学校 教諭 青山 由紀 氏	会場	渋谷学習センター
対象	教職員(希望者)	申込	5月12日(金)まで
内容	【教科:未定】 1人1台端末を活用した授業づくり ～新しい学びの実現を目指して～ ※提案授業+講義	期日	10月26日(木)209
		時間	5校時～16:50
講師	放送大学客員教授 佐藤 幸江 氏	会場	未定
対象	教職員(希望者)	申込	別途募集
備考	◎初任者選択講座対象【授業力向上】 ◎中学校1年経験者選択講座対象【授業力向上】 ◎5・中堅・15・25年経験者選択講座対象【授業力向上】	問合せ先	教育研究所 TEL)046-260-5213
内容	【小学校理科観察・実験】〔再掲〕 小学校理科の観察・実験の基礎	期日	6月16日(金)106
		時間	14:30～16:50
講師	県立青少年センター 技師	会場	桜丘小学校
対象	小学校1年経験者及び希望者(要相談)	申込	5月12日(金)まで
備考	◎小学校1年経験者選択講座対象【授業力向上】 小学校1年経験者は必修	問合せ先	教育研究所 TEL)046-260-5213
内容	【理科訪問研修】 薬品の取扱いと管理、科学工作、観察・実験器具の取り扱いの基礎 等	期日	5月～12月(随時)210
		時間	1～2時間程度
講師	教育研究所指導主事	会場	各学校理科室等
対象	教職員(希望者)	申込	別途募集(随時)
備考	1名から可 *詳細は、別紙「理科教育学校訪問研修」要項にて	問合せ先	教育研究所 TEL)046-260-5213

事業名	指 中学校授業力向上訪問指導			211
目的	授業参観と事後指導を通して、授業力向上を図ります。			
内容	連続した2時間(授業参観 1時間+事後指導 1時間)の研修を通して、授業力向上を図る。	期日	随時(応相談)	
		時間	2時間程度	
講師	指導室 指導主事	会場	各中学校	
対象	希望者(経験年数3年目以降の教諭、総括教諭)	申込	管理職を通して随時	
備考	◎5・中堅・15・25年経験者選択講座対象【授業力向上】	問合せ先	指導室 Tel)046-260-5210	

(2)-4 その他研修

事業名	青 青少年相談室夏季研修講座			212
目的	ケースに関わる子どもたちに対して、外部機関との連携の仕方について学びます。			
内容	子どもたちに関わる課題に対して、学校での対応とそのアセスメントと環境調整や要支援者へのアプローチなどスクールソーシャルワーカーの連携支援の実際を学ぶ。	期日	7月28日(金)	
		時間	13:30~16:00	
講師	青少年相談室 スクールソーシャルワーカー	会場	青少年相談室	
対象	教職員希望者	申込	前日までに電話・FAX	
備考	3回連続シリーズですが、単発での申し込み可	問合せ先	青少年相談室 Tel)046-260-5036	

事業名	青 青少年相談室夏季研修講座			213
目的	ケースに関わる子どもの行動とその心理的背景について、子どもたちを見守る力を養います。			
内容	不登校児童・生徒、行動に課題がある子どもたちの心理的背景とその支援についてどうアセスメントが行われるのか臨床心理士より学ぶ。	期日	7月31日(月)	
		時間	13:30~16:00	
講師	青少年相談室 青少年心理カウンセラー	会場	青少年相談室	
対象	教職員希望者	申込	前日までに電話・FAX	
備考	3回連続シリーズですが、単発での申し込み可	問合せ先	青少年相談室 Tel)046-260-5036	

事業名	青 青少年相談室夏季研修講座			214
目的	支援に対するの共通思考について確認し、教室の子どもたちを見守る力を養います。			
内容	子どもたちに関わる課題を複眼的に分析し、アセスメントを行うとともに、ケースの進行管理や終結点について考えます。(不登校対応含む)	期日	8月22日(火)	
		時間	13:30~16:00	
講師	青少年心理カウンセラー・スクールソーシャルワーカー・指導主事	会場	青少年相談室	
対象	教職員希望者	申込	前日までに電話・FAX	
備考	3回連続シリーズですが、単発での申し込み可	問合せ先	青少年相談室 Tel)046-260-5036	

(3) 専門研修(各校1名以上) 専門的な知識の学校現場での普及により、学校力UPを図ります。

(3)-1 課題解決力向上

事業名	㊦ 特別支援教育新担当教員研修会		301
目的	支援を必要とする児童生徒の理解や、特別支援学級等の運営に関する基本的事項について理解し、学校での支援の充実を図ります。		
内容	支援教育の心構えについて、大和市の支援教育について 個別の支援・指導計画、相談支援ファイル「かけはし」について	期日	4月24日(月)
		時間	15:30~17:00
講師	教育委員会指導主事	会場	特別支援教育センター
対象	特別支援学級新担当、通級指導教室新担当、 教育相談コーディネーター新担当	申込	4月14日(金)まで
備考		問合せ先	特別支援教育センター TEL)046-273-8351

事業名	㊦ 教頭研修会 兼 自衛消防訓練講習会		302
目的	学校経営上の諸問題について、現状を把握分析し、教頭としての指導・管理面の充実を図るとともに、防災資器材の使用方法を学びます。		
内容	自衛消防訓練	期日	8月2日(水)
		時間	9:00~12:00
講師	消防本部予防課職員	会場	緑野小学校
対象	教頭(悉皆) + 希望者	申込	4月14日(金)
備考		問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210

事業名	③ 特別支援教育推進研修会		303~ 307
目的	教育的ニーズの理解、指導方法等を研修し、特別支援教育の指導の向上を図ります。		
内容	【全体会】 講演「個別の指導計画について」	期日	7月21日(金) 303
		時間	14:30~17:00
		会場	シリウス(メインホール)
講師	明治学院大学 教授 海津 亜希子 氏	申込	4月14日(金)まで
内容	【選択①】 講演「子どもの認知の特性と環境調整による支援」	期日	7月28日(金) 304
		時間	9:30~12:00
		会場	特別支援教育センター
講師	明星大学 教授 星山 麻木 氏	申込	6月末日まで
内容	【選択②】 講演「特別支援学校の教育課程と進路について」	期日	7月31日(月) 305
		時間	14:30~17:00
		会場	特別支援教育センター
講師	神奈川県立横浜ひなたやま支援学校 教諭2名	申込	6月末日まで
内容	【選択③】 講演「特別支援教育におけるICF(国際生活機能分類)の活用」	期日	8月1日(火) 306
		時間	9:30~12:00
		会場	特別支援教育センター
講師	横浜国立大学 教授 徳永 亜希雄 氏	申込	6月末日まで
内容	【選択④】 講演・実技研修 「ムーブメント教育を活用したソーシャルスキルトレーニング」	期日	8月3日(木) 307
		時間	14:30~17:00
		会場	市民交流拠点ポラリス
講師	玉川大学 教授 安藤 正紀 氏	申込	6月末日まで
対象備考	○特別支援学級担当者(必須) ○教育相談コーディネーター(必須) ○ことばの教室担当者(必須) ○はぐくみの教室担当者(必須) ○院内学級担当者(必須) ○特別支援学級担当者以外(交流級担任優先)(3名必須) ○その他希望者(ヘルパー・SA) ◎全体会は全員受講、選択①~④はいずれか1つ以上を選択受講 ◎初任者・1年・5年・中堅・15年・25年経験者研修選択講座対象 [課題解決力向上]		問合せ先 特別支援教育センター TEL)046-273-8351

事業名	④ 課題解決力向上研修講座		202
目的	子どもや社会の変化によるさまざまな教育課題について学び、課題解決力の向上を図ります。		
内容	【健康・安全教育】(※指導室と共催)[再掲] 子どもの「安全力」をはぐくむ安全教育 ～災害・事件・事故から子どもたちを守るために～	期日	7月25日(火)
		時間	13:45~16:15(健康・安全担当者は16:50まで)
		会場	渋谷学習センター
講師	NPO法人 日本こどもの安全教育総合研究所 理事長 宮田 美恵子 氏	申込	5月12日(金)まで
対象	◎健康・安全教育担当者各校1名 教職員(希望者)・保護者・市民		
備考	△初任者選択講座対象[課題解決力] △5・中堅・15・25年経験者選択講座対象[課題解決力]	問合せ先	教育研究所 TEL)046-260-5213

(3)-4 その他研修

事業名	④ 応急手当普及員講習会		308
目的	教職員が、緊急時において的確な対応を行うための知識と技能を身につけ、校内での応急手当普及活動を行うことを目指します。		
内容	AEDを活用した校内での応急手当講習会開催のための普及員養成	期日	①8月1日(火) ～3日(木)
		時間	9:00～17:00
講師	大和市消防本部救急救命課 職員	会場	消防本部 講堂
対象	小学校(2分割)Aブロック各校1名(未受講者優先)	申込	4月14日(金)まで
備考	・連続3日間受講すること。 ・対象校は、3年ごとのローテーション。 令和6年度小学校Bブロック、令和7年度中学校	問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210

事業名	④ 水泳安全指導法講習会		309
目的	教職員が、水泳学習を安全に実施するとともに、緊急時において的確な対応を行うための知識と技能を身につけます。		
内容	水泳学習指導における安全管理について	期日	6月9日(金)
		時間	14:30～16:50
講師	日本水泳振興会職員	会場	引地台温水プール
対象	小学校各校1名、中学校各校1名 及び希望者(未受講者)	申込	4月14日(金)まで
備考	△初任者選択講座対象[課題解決力] ・未受講者が望ましい	問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210

事業名	⑤ 教職員のメンタルヘルス研修講座		310
目的	教職員のメンタルヘルスについてわかりやすく学び、心の健康の保持・増進を図ります。		
内容	セルフケアや学校での環境づくりなどの講演	期日	7月下旬～8月上旬予定
		時間	1時間30分程度
講師	未定	会場	未定
対象	教職員(希望者)	申込	文書で通知
備考	詳細は後日文書でお知らせします。	問合せ先	保健給食課 TEL)046-260-5206

事業名	⑤ 市立病院小児科医師による学校での食物アレルギー対応とエピペン研修会		311
目的	児童生徒がアナフィラキシーを発症した際に、教職員が適切な対応を取れることを目指します。		
内容	食物アレルギーについての知識とアナフィラキシー発症時の対応の講演、 練習用エピペンによる練習	期日	7月下旬～8月下旬予定
		時間	1時間30分程度
講師	大和市立病院 小児科医師	会場	未定
対象	教職員(未受講者)	申込	文書で通知
備考	詳細は後日文書でお知らせします。	問合せ先	保健給食課 TEL)046-260-5206

事業名	④ 教育課程研究協議会 外国語教育研修会		312
目的	9年間を見通した外国語教育を推進するために必要な研修を行います。		
内容	外国語教育について	期日	10月26日(木)
		時間	14:30～16:50
講師	教育課程研究協議会員、大和市教育委員会指導室外国語教育担当 他	会場	生涯学習センター
対象	中学校 外国語科担当者、小学校 外国語教育担当者 各校1名	申込	4月14日(金)まで
備考	詳細は後日文書でお知らせします。	問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210

事業名	㊟ 調査研究部会		313
目的	教育に関する基礎的・専門的な分野及び学校教育の場における今日的教育課題について調査研究を行います。		
内容	①地域教材に関する調査研究部会 ②理科教育に関する調査研究部会 ③教育の情報化に関する調査研究部会 ④授業力向上に関する調査研究部会	期日	文書で通知
		時間	
講師	未定	会場	文書で通知
対象	調査研究部会研究員	申込	
備考	詳細は後日文書でお知らせします。	問合せ先	教育研究所 Tel) 046-260-5213

(4) 担当者会等(各校担当者) 各校の担当者への情報提供及び協議等を通して、学校力UPを図ります。

事業名	㊟ 学校運営担当者会(教頭・新任教務担当)		
目的	本市教育施策の理解と教育課程編成について情報を提供します。		
内容	教育長挨拶・各課事業説明・提出文書について	期日	4月19日(水)
		時間	14:00~16:50
講師	教育長・教育委員会各課担当職員	会場	大和中学校 体育館
対象	教頭・教務担当・共同学校事務室長	申込	不要
備考		問合せ先	指導室 Tel) 046-260-5210

事業名	㊟ 学校図書館教育担当者会		401~ 402
目的	学校図書館の有効活用や児童生徒の読書活動推進に向けた図書館教育の取組について情報を提供します。		
内容	①大和市の学校図書館教育について(今年度の取組・情報提供・協議) ②学校図書館の活用に関する講習(探究的学習)及び情報提供(図書館を使った調べる学習コンクールについて、読書指導等を予定)	期日	① 4月12日(水) 401 ② 6月21日(水) 402
		時間	① 14:30~17:00 ② 14:30~17:00
講師	①大和市学校図書館スーパーバイザー(SLS)・指導室指導主事 ②NPO 法人学校図書館実践活動研究会 理事 藤田 利江 氏	会場	① 生涯学習センター ② 生涯学習センター
対象	①学校図書館教育担当者1名・学校司書1名 ②学校図書館教育担当者1名	申込	① 4月5日(水)まで ② 4月14日(金)まで
備考		問合せ先	指導室 Tel) 046-260-5210

事業名	㊟ 学力向上担当者会		403
目的	学校の学力向上に向けたプラン作成の意義と取り組みの方向性を理解し、本校における学力向上の推進を図ります。		
内容	①学力向上プラン作成についてと情報交換 ②学力向上プランに基づく各学校の取り組み報告	期日	①5月18日(水) ②2月1日(水)
		時間	14:30~17:00
講師	指導室指導主事	会場	① 生涯学習センター ② 生涯学習センター
対象	学力向上担当者 各校1名	申込	4月14日(金)まで
備考		問合せ先	指導室 Tel) 046-260-5210

事業名	指 国際教育担当者会		404~ 405
目的	外国につながる児童生徒への理解を深め、国際教育の充実を図ります。		
内容	外国につながる児童生徒についての理解 支援(日本語指導、教科指導、教育相談)の在り方 国際教室の運営等	期日	① 4月11日(火) 404 ② 6月27日(火) 405
		時間	① 14:30~16:50 ② 14:00~16:50
講師	① 県立相模向陽館高校日本語教師 大城 スサーナ ビオレッタ 氏 ② 認定 NPO 法人難民支援協会 (JAR) 鶴木 由美子 氏	会場	① 渋谷学習センター ② 光丘中学校
対象	新任校長推奨・国際教育担当者・希望者	申込	4月5日(水)まで
備考	※日本語指導員・外国人児童生徒教育相談員 参加 ① 同日に新任国際教育担当者会を開催	問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210

事業名	指 外国語教育担当者会		406~ 407
目的	外国語教育の推進に向け情報提供をするとともに、第2回では次年度のAET及びALTの派遣についての調整を行います。		
内容	外国語教育のあり方と指導体制の確認と次年度の計画	期日	① 4月20日(木) 406 ② 2月20日(火) 407
		時間	15:00~16:50
講師	指導室 指導主事	会場	生涯学習センター
対象	中学校外国語科担当者、小学校教務担当者 各校1名	申込	4月14日(金)まで
備考	※次年度の学校行事予定を持参ください(第2回)。	問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210

事業名	指 健康・安全教育担当者会 兼 課題解決力向上研修講座		202
目的	学校における健康・安全教育の課題について具体的方策についての情報を提供します。		
内容	子どもの「安全力」をはぐくむ安全教育 ～災害・事件・事故から子どもたちを守るために～ 情報提供[自転車事故防止、学校防災] (※教育研究所202と共催)	期日	7月25日(火)
		時間	13:45~16:50
講師	NPO 法人 日本こどもの安全教育総合研究所 理事長 宮田 美恵子 氏	会場	渋谷学習センターホール
対象	健康・安全教育担当者 各校1名 及び希望者	申込	4月14日(金)まで
備考		問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210

事業名	指 書 いじめ問題対策連絡協議会		408
目的	児童生徒に関するいじめや不登校を中心とした諸問題への対応について情報提供と講演を行います。		
内容	・児童生徒指導上の諸問題について関係機関から情報提供 ・講師による児童生徒指導上の諸課題に関する講演	期日	① 4月28日(金) ② 11月6日(月)
		時間	14:30~16:50
講師	<情報提供>大和警察、神奈川県警察本部少年相談保護センター 大和綾瀬地域児童相談所 <講演> ①② 講師未定	会場	①渋谷学習センター ②生涯学習センター
対象	中学校生徒指導担当者、児童支援中核教諭 各校1名	申込	4月14日(金)まで
備考		問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210

事業名	指 教育相談コーディネーター連絡会		409
目的	支援教育を推進するために必要な研修等を行います。		
内容	○情報提供 ○巡回相談について ○情報交換	期 日	① 5月9日(火) ② 2月14日(水)
		時 間	14:30~16:50
講師	教育委員会指導主事	会 場	① 特別支援教育センター ② 特別支援教育センター
対象	教育相談コーディネーター	申 込	4月14日(金)まで
備考		問合せ先	特別支援教育センター TEL)046-273-8351

事業名	指 中学校生徒指導連絡協議会		
目的	中学校生徒指導に関する諸問題の対応について、関係機関と連携の上、情報の共有と協議を行い、各校の指導に活かします。		
内容	関係機関からの情報提供 各校の情報交換・協議 ※①4月28日(金)については、いじめ問題対策連絡協議会と兼ねるため、開催時間は、13:30~14:20(受付 13:15~)となります。 <u>ご注意ください。</u>	期 日	① 4月28日(金) ② 5月29日(月) ③ 7月3日(月) ④ 9月4日(月) ⑤ 10月6日(金) ⑥ 11月27日(月) ⑦ 1月15日(月) ⑧ 2月26日(月)
		時 間	14:30~16:50
講師	大和警察・神奈川県警察本部少年相談保護センター・ 大和綾瀬地域児童相談所	会 場	生涯学習センター
対象	中学校生徒指導担当者	申 込	4月14日(金)まで
備考		問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210

事業名	指 幼保小連携連絡会		410
目的	幼稚園・保育園・小学校の連携のありかたについて情報を提供し、協議を行います。		
内容	小学1年生の生活について 就学相談の流れについて 相談支援ファイル「かけはし」について	期 日	5月29日(月)
		時 間	14:30~16:50
講師	教育委員会指導主事	会 場	特別支援教育センター
対象	小学校低学年担当者1名・幼稚園教諭・保育園保育士	申 込	4月14日(金)まで
備考		問合せ先	特別支援教育センター TEL)046-273-8351

事業名	青 児童・生徒支援連絡協議会		411
目的	担当教諭の相互支援の場を提供し、教育活動に活かします。		
内容	中学校区を単位として、児童・生徒支援についての情報交換と相互支援などを行います。 ① つきみ野中、南林間中学校校区対象(含む西鶴間小) ② 光丘中、引地台中学校区対象(除く福田小) ③ 上和田中、渋谷中、下福田中学校区対象(含む福田小) ④ 鶴間中、大和中学校区対象(除く西鶴間小)	期 日	① 4月17日(月) ② 4月18日(火) ③ 4月20日(木) ④ 4月25日(火)
		時 間	14:30~17:00
講師	青少年相談室 教育相談アドバイザー 小見 祐子 氏	会 場	青少年相談室
対象	中学校:教育相談コーディネーター 小学校:中核教諭・教育相談コーディネーター	申 込	後日連絡
備考		問合せ先	青少年相談室 TEL)046-260-5036

事業名	④ 児童・生徒指導支援研修会※		412~ 414
目的	今日的な児童・生徒への指導支援の課題や方法を題材として、学校現場での実践へ繋げるための研修です。		
内容	① パーソナリティ障害全般及び境界性パーソナリティ障害の対応について、その支援の考え方、リスクアセスメントについて学びます。 ② 児童・生徒指導支援における対応の1つとして、「解決志向ブリーフセラピー」について学びます。 ③ 未定	期日	① 6月20日(火) 412 ② 10月17日(火) 413 ③ 1月23日(火) 414
		時間	14:30~17:00
講師	内容に対する専門科(児童相談所・大学教授・医療関係者等)を予定 ① 神奈川県精神保健福祉センター 精神科医師 ② 目白大学 教授 黒沢 幸子 氏 ③ 未定	会場	青少年相談室
対象	小学校:中核教諭・児童指導担当教諭・教育相談コーディネーター・児童指導支援に携る教職員 のうち1名 中学校:生徒指導担当教諭・教育相談コーディネーター・生徒指導支援に携る教職員 のうち1名	申込	後日連絡
備考		問合せ先	青少年相談室 Tel)046-260-5036

事業名	④ 中学校教育相談コーディネーターと教育相談員の情報交換会		415
目的	中学校教育相談コーディネーターと教育相談員が情報交換を行い入学後の支援に役立てます。		
内容	中学校進学に向けての情報交換を行います。教育相談アドバイザーによるSVも可能。 ① つきみ野中、南林間中教育相談CN ② 光丘中、上和田中、渋谷中、下福田中教育相談CN ③ 鶴間中、大和中、引地台中教育相談CN	期日	① 2月26日(月) ② 2月28日(水) ③ 3月1日(金)
		時間	14:30~17:00
講師	青少年相談室 教育相談アドバイザー 小見 祐子 氏	会場	青少年相談室
対象	中学校教育相談コーディネーター	申込	後日連絡
備考		問合せ先	青少年相談室 Tel)046-260-5036

事業名	④ 不登校児童生徒支援員研修会		
目的	不登校児童・生徒への対応について学び、日々の実践に生かします。		
内容	① 「不登校児童・生徒との関わり方など(学習支援・教育相談)」 ② 「不登校児童・生徒の状況報告・教育支援教室との連携など」 ③ ②と同様	期日	① 4月26日(水) ② 9月13日(水) ③ 1月17日(水)
		時間	15:00~17:00
講師	青少年相談室 教育相談アドバイザー 小見 祐子 氏	会場	青少年相談室
対象	不登校児童生徒支援員	申込	後日連絡
備考		問合せ先	青少年相談室 Tel)046-260-5036

事業名	④ 教育課程研究協議会		416
目的	教育課程に係わる課題について研究し研究成果の発信を行います。		
内容	未定	期日	年間12回程度 (第1回は4/25)
		時間	午後
講師	未定	会場	大和市役所
対象	別途指定	申込	不要
備考	第2回以降の日程は後日決定	問合せ先	指導室 Tel)046-260-5210

事業名	⑩ 教材教具研究協議会		
目的	市内小中学校の教材教具の均一化・教育の機会均等を図ります。		
内容	①物品選定理由書・標準教材品目表の見直し	期日	5月15日(月)
	②物品選定理由書の審査内容の協議 ③教科毎に標準教材品目表の見直し	時間	小 14:30~15:30 中 15:50~16:50
講師	なし	会場	大和市役所 会議室棟101会議室
対象	小・中学校教材教具研究協議会(市内割り当て)	申込	文書で通知
備考	小学校と中学校で時間が異なります。	問合せ先	指導室 Tel)046-260-5210

事業名	⑩ 食育担当者会		417
目的	栄養教諭を中核とした食育ネットワーク指導の体制を整え、学校における食育指導の充実を図ります。		
内容	栄養教諭を中核とした食育ネットワークの推進のための情報提供・情報交換	期日	6月15日(木)
		時間	15:00~16:50
講師	なし	会場	生涯学習センター
対象	食育担当者(各校1名)、栄養教諭、栄養士	申込	4月14日(金)まで
備考	保健給食課と共催	問合せ先	指導室 Tel)046-260-5210

事業名	⑩ ネットワークリーダー会議		418
目的	各学校における情報教育の推進及び校務支援システムの活用を図るとともに、校内情報の管理に関する研修や情報交換、連絡、調整を行います。		
内容	機器管理、情報管理、校務支援システム、情報モラル教育、ICT機器の活用、情報セキュリティ等について	期日	① 4月20日(木) ② 9月 ③ 3月
		時間	15:00~16:50
講師	教育研究所指導主事 校務支援システム・情報モラル教育委託事業者	会場	① オンラインによる開催 ② オンラインによる開催 ③ オンラインによる開催
対象	ネットワークリーダー 各校1名	申込	不要
備考		問合せ先	教育研究所 Tel)046-260-5213

事業名	⑩ ICT活用推進会議		419
目的	ICTの利活用を推進し、全児童生徒の学びの質の向上が図られるよう、各校の授業での活用実践例を持ち寄り情報共有を行うほか、課題の対応策等についての意見交換を行う。		
内容	ICT活用推進教諭の役割の確認、令和5年度のChromebook活用における目標、情報活用能力の体系表、校内組織の構築・運用、ICT活用推進チーム、実践例の共有、Q&Aデータベース、中学校区を軸とした3ブロック別の情報交換会等について	期日	①5月12日(金) ②10月~11月 ③12月20日(水)
		時間	15:00~17:00
講師	教育研究所・指導室 指導主事	会場	① 未定 ② オンラインによる開催 ③ 未定
対象	ICT活用推進教諭(各小中学校1名)	申込	不要
備考	指導室と共催	問合せ先	教育研究所 Tel)046-260-5213

事業名	⑩ 新任国際教育担当者会		420~ 422
目的	新任の国際教育担当者に向け、国際教育に係る情報を提供し、国際教室の円滑な運営を図る。		
内容	外国につながる児童生徒への理解 支援(日本語指導、教科指導、教育相談)の在り方 国際教室の運営 各種申請事務手続き	期日	① 4月11日(火) 420 ② 5月24日(水) 421 ③ 8月23日(水) 422
		時間	① 13:30~14:15 ② 15:00~16:50 ③ 13:30~15:00
講師	① 担当指導主事、担当事務職員 ② 日本語指導アドバイザー、日本語指導巡回教員 ③ 国際教育担当教員	会場	① 渋谷学習センター ② プレクラス ③ オンライン
対象	新任国際教育担当者・希望者・日本語指導に関心のある人	申込	① 4月5日(水)まで
備考	① 同日に国際教育担当者会を開催 *必要に応じて、オンライン研修会を開催する。	問合せ先	指導室 Tel) 046-260-5210

事業名	⑩ 日本語指導養成講座		423~ 426
目的	外国につながる児童生徒への日本語指導等の支援の充実を図ります。		
内容	国際教育担当教員、日本語指導員、地域の外国人支援団体の支援者を講師に招き、外国につながる児童生徒に対する、日本語指導等の支援の在り方について研修します。	期日	① 8月1日(火) 423 ② 8月2日(水) 424 ③ 8月3日(木) 425 ④ 8月4日(金) 426
		時間	13:30~16:30
講師	日本語教育アドバイザー、日本語指導員、国際教育担当等	会場	ベテルギウス北館1階
対象	新任国際教育担当者(悉皆)・希望者・日本語指導に関心のある人	申込	7月28日(金)まで
備考	*大和市国際化協会日本語支援ボランティア 参加	問合せ先	指導室 Tel) 046-260-5210

事業名	⑩ 通級指導教室担当者会		427
目的	通級指導教室の情報交換や関係機関からの情報提供を行い、担当教員の資質の向上を図ります。		
内容	通級指導教室の担当者同士での情報交換や関係機関からの情報提供を行います。	期日	7月14日(金)
		時間	9:30~11:30
講師	教育委員会指導主事	会場	特別支援教育センター
対象	通級指導教室教員(ことばの教室、はぐくみの教室)	申込	4月14日(金)まで
備考		問合せ先	特別支援教育センター Tel) 046-273-8351

事業名	㊦ 不登校対策連絡協議会		428
目的	不登校特例校からの情報提供や関係機関からの情報交換を行い、担当教員の資質の向上を図ります。		
内容	不登校及び不登校傾向の児童・生徒への指導・支援方法について、試行的な取り組みを行い、その取り組みについて情報交換等を行い、各校の対応力の向上に資します。	期日	① 7月5日(水) ② 12月6日(水) ③ 2月21日(水)
		時間	15:00~16:50
講師	県費スクールソーシャルワーカー・教育支援教室「まほろば教室」専任教諭・特別支援教育センター「アンドンテ」職員・教育委員会指導主事	会場	青少年相談室
対象	中学校・小学校 不登校児童生徒対応に携わる教職員 各校1名	申込	後日連絡
備考		問合せ先	青少年相談室 TEL)046-260-5036

事業名	㊦ 小学校英語専科担当教員連絡会		429
目的	小学校英語専科担当教員に関わる情報交換や情報提供を行うことで、小学校外国語教育の中核となる資質の向上を図ります。		
内容	小学校英語専科担当教員間での情報交換をするとともに、行政機関などからの情報提供を行います。	期日	年間4回程度 (第1回は5/8)
		時間	午後
講師	指導室 指導主事	会場	大和市役所
対象	令和5年度 小学校英語専科担当教員4名	申込	不要
備考	連絡会の日程は後日決定	問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210

(5) 研究発表会

事業名	㊦ ㊦ 研究推進校発表会		501~ 503
目的	指導室・教育研究所の指定する教育課題についての実践研究について、その成果を発表し、本市の教育活動の充実を図ります。		
内容	【教育課題研究推進校・桜丘小学校】(3年次本発表) これからの時代を生きぬく力を育む ~自信をもって自分を表現できる子どもの育成~	期日	11月17日(金) 501
内容	【教育課題研究推進校・つきみ野中学校】(2年次中間発表) 問題解決への見通しを持ち、自分の考えをまとめ、伝え合う力の育成	期日	10月18日(水) 502
内容	【教育の情報化推進校・緑野小学校】(1年次授業公開(未定))	期日	未定 503

事業名	㊦ 【教育研究所研究発表会】【特別講座】		504
目的	・教育研究所で行った調査研究の概要を発表し、その成果を本市教育に反映します。 ・「G7広島サミット」(5月19日~21日)の開催される本年、特別講座としてヒロシマで被爆された方の証言を通して平和について考えます。		
内容	【第一部 大和市教育研究所研究発表会】 ・地域教材に関する調査研究部会 ・教育の情報化に関する調査研究部会 【第二部 特別講座「平和とは何か ~戦争の記憶~」】 ・上映「後世に伝えたい被爆体験 ~ヒロシマの記憶~」等	期日	8月17日(木)
		時間	14:00~15:20
発表者	大和市教育研究所研究員	会場	渋谷学習センター
対象	令和4~5年度大和市教育研究所研究員及び希望者・保護者・市民	申込	5月12日(金)まで
備考	△初任者選択講座対象【課題解決力】 △5・中堅・15・25年経験者選択講座対象【課題解決力】	問合せ先	教育研究所 TEL)046-260-5213

事業名	研 【実践力向上研修部会発表会】【特別講座】		505
目的	・実践力向上研修部会で行った研究、研修の概要を発表し、その成果を本市教育に反映します。 ・「G7広島サミット」(5月19日～21日)の開催される本年、特別講座としてヒロシマで被爆された方の証言を通して平和について考えます。		
内容	【第一部 実践力向上研修部会発表会】 ・学力向上(学力向上部会) ・特別支援教育(特別支援教育部会) ・不登校(不登校部会) ・1人1台端末の活用(今日的教育課題部会)	期日	8月18日(金)
	【第二部 特別講座「平和とは何か ～戦争の記憶～」】 ・上映「後世に伝えたい被爆体験 ～ヒロシマの記憶～」等	時間	14:00～16:50
発表者	実践力向上研修部会研修員	会場	渋谷学習センター
対象	令和4年度実践力向上研修部会研修員及び希望者・保護者・市民	申込	5月12日(金)まで
備考	△初任者選択講座対象【課題解決力】 △5・中堅・15・25年経験者選択講座対象【課題解決力】	問合せ先	教育研究所 TEL)046-260-5213

(6)その他

事業名	研 情報教育研修講座【訪問研修】		601
目的	ICTスキルを高めるための研修を、希望校を研修会場にして行い、学校教育の情報化を推進します。		
内容	【情報教育訪問研修】 ICT機器活用、基本ソフト活用、Chromebook・電子黒板の活用等	期日	7月～2月の随時
		時間	1～3時間
講師	大和市教育研究所 指導主事／インストラクター	会場	各小中学校
対象	教職員(各学校における研修会)	申込	別途募集(随時)
備考	1名から可	問合せ先	教育研究所 TEL)046-260-5213

事業名	青指 いじめ不登校を考える教育フォーラム		602
目的	「大和市学校教育基本計画」の重点施策である「不登校やいじめ問題の解消」についての啓発、及び市民・保護者等との意見交換をします。		
内容	・いじめ・暴力行為等防止ポスター表彰式 ・講演「(仮)これからの不登校理解と不登校児童生徒のために」	期日	1月20日(土)
		時間	午後
講師	全国フリースクール 伊藤幸弘塾 理事長 伊藤 幸弘 氏	会場	渋谷学習センター
対象	市民・保護者・教職員	申込	後日連絡
備考	校長研修を兼ねる	問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210

事業名	指 大和市子ども読書フェスティバル		
目的	コンクールの表彰とともに、学校司書を中心として読書の楽しさを実感できるイベントを行います。		
内容	・大和市子ども読書感想文コンクール表彰式 ・大和市図書館を使った調べる学習コンクール表彰式 ・調べるコンクールの全国推薦作品(レプリカ)展示等	期日	11月18日(土)
		時間	13:15～15:15(予定) 11:00～16:00(予定)
講師	未定	会場	大和市文化創造拠点シリウス サブホール 他
対象	表彰者及び保護者・市民対象 学校司書(研修:勤務扱い)	申込	なし
備考	教職員の参加は有志参加	問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210

事業名	青 青少年健全育成講演会		603
目的	「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にあわせて開催し、青少年健全育成への理解を深めます。		
内容	不登校をどのように理解するかに基づいた 子どもたちへのより良いかわり方	期日	7月1日(土)
		時間	9:30~12:00
講師	横浜市教育委員会 人権教育児童生徒課 カウンセラー統括 臨床心理士 松坂 秀雄 氏	会場	渋谷学習センター
対象	市民・保護者・青少年育成団体・教職員	申込	前日までに電話・FAX
備考		問合せ先	青少年相談室 Tel)046-260-5036

事業名	研 教育講演会		604
目的	教職員・保護者・市民が教育について共に学び、地域・家庭との連携を深めます。		
内容	言葉がけひとつで子どもは変わる!! ~子どもがぐんぐん伸びる関わり方~	期日	1月26日(金)
		時間	15:00~16:50
講師	こどもコンサルタント 原坂 一郎 氏	会場	渋谷学習センター
対象	希望者・保護者・市民	申込	5月12日(金)まで
備考		問合せ先	教育研究所 Tel)046-260-5213

事業名	指 English Day		
目的	授業で学んだ英語を活かしたコミュニケーション活動を通して、積極的に英語でコミュニケーションを図ろうとする意欲や態度を育てます。		
内容	英語でのコミュニケーション活動	期日	7月29日(土)
		時間	10:00~12:00(第1部) 14:00~16:00(第2部)
講師		会場	未定
対象	大和市立小学校5・6年生	申込	未定
備考	※時間や会場等、変更になる場合があります。	問合せ先	指導室 Tel)046-260-5210

寺子屋コーディネーター等の連絡会・研修会			
目的	各事業の実務・サービスについて連絡・情報交換を行い事業の充実を図ります。		
事業名	指 寺子屋コーディネーター連絡会		
会場	生涯学習センター	期日	① 4月 5日(水)
時間	10:30~12:00		② 5月10日(水)
講師	大和市教育委員会指導室		③ 6月 7日(水)
対象	寺子屋やまとコーディネーター 各校1名		④ 7月12日(水)
			⑤ 9月13日(水)
			⑥ 12月13日(水)
			⑦ 2月 7日(水)
			⑧ 3月 6日(水)
事業名	指 寺子屋学習支援員連絡会		
会場	生涯学習センター	期日	
時間	① 14:00~16:00 辞令交付式と兼ねる ② 14:30~16:30		① 4月 3日(月)
講師	大和市教育委員会指導室		② 6月14日(水)
対象	寺子屋やまと学習支援員		

事業名	⑩ 中学校学習支援コーディネーター・学習支援員連絡会		
会場	生涯学習センター	期日	計4回連絡会を実施 ① 4月3日(月) ② 5月19日(金) ③ 9月14日(木) ④ 2月22日(木)
時間	15:00~17:00		
講師	大和市教育委員会指導室		
対象	中学校学習支援コーディネーター 各校1名・ ①のみ 学習支援員 各1名		
事業名	⑩ 中学校学習支援少人数指導非常勤講師(英語・数学)連絡会		
会場	生涯学習センター	期日	① 4月3日(月) ② 5月19日(金) ③ 9月14日(木) ④ 2月22日(木)
時間	15:00~17:00		
講師	大和市教育委員会指導室		
対象	中学校少人数非常勤講師 各校 英語1名 数学1名		
事業名	⑩ 学校司書連絡会		
会場	①光丘中学校図書館 ②生涯学習センター ③生涯学習センター	期日	① 6月14日(水) ② 10月5日(木) ③ 1月24日(水) ※このほか4ブロックの 地域別学校司書連絡 会を予定
時間	14:30~16:30		
講師	指導室 指導主事・講師招聘 大和市学校図書館スーパーバイザー(SLS)		
対象	学校司書 各校1名		
事業名	⑩ 新任学校司書研修会		
会場	①生涯学習センター ②大和中学校 学校図書館	期日	① 4月3日(月) ② 4月14日(金)
時間	14:30~16:30		
講師	①②大和市学校図書館スーパーバイザー(SLS)		
対象	R5年度 新任学校司書・R4年度中途採用司書		
事業名	⑩ 特別支援教育スクールアシスタント連絡会		
会場	①特別支援教育センター ②特別支援教育センター	期日	① 4月4日(火) ② 6月21日(水)
時間	①10:00~12:00 ②13:30~15:30		
講師	①教育委員会指導主事 ②教育委員会指導主事		
対象	①特別支援教育スクールアシスタント ②特別支援教育スクールアシスタント		
事業名	⑩ 特別支援教育ヘルパー連絡会		
会場	①特別支援教育センター ②渋谷学習センター	期日	① 4月5日(水) ② 6月14日(水)
時間	①10:00~12:00 もしくは 13:30~15:30 ②13:30~15:30		
講師	①教育委員会指導主事 ②三ツ境支援学校教諭		
対象	①特別支援教育ヘルパー ②特別支援教育ヘルパー		
事業名	⑩ 放課後子ども教室チーフパートナー連絡会		
会場	生涯学習センター	期日	① 4月3日(月) ② 9月11日(月) ③ 12月13日(水)
時間	①14:30~16:50 (辞令交付式と兼ねる)②、③10:30~12:00		
講師	大和市教育委員会指導室		
対象	放課後子ども教室チーフパートナー 各校1名		

事業名	⑩ 児童生徒指導講演会		605
目的	児童生徒指導の今日的な教育課題について知識を深めます。		
内容	未定	期日	8月24日(木)
		時間	未定
講師	大阪大学名誉教授 小野田 正利 氏	会場	シリウスメインホール
対象	市内小中学校 教職員	申込	なし
備考		問合せ先	指導室 TEL)046-260-5210